

那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 平成30年9月11日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 勝村 晃夫
委員 君嶋 寿男 委員 綿引 孝光
委員 笹島 猛 委員 助川 則夫

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一 事務局次長 清水 貴
書記 小田部 信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 宮本 俊美
行財政改革推進室長 平松 良一 行財政改革推進室長補佐 加藤 裕一
企画部長 今泉 達夫 秘書広聴課長 会沢 義範
秘書広聴課長補佐 綿引 稔 政策企画課長 大森 信之
政策企画課長補佐 篠原 広明 政策企画G長 橋本 芳彦
地方創生G長 浜名 哲士 総務部長 川田 俊昭
総務課長 渡邊 荘一 総務課長補佐 海野 直人
瓜連支所長 堀口 才二 財政課長 茅根 政雄
財政課長補佐 石井 宇史 税務課長 柴田 秀隆
税務課長補佐 武藤 隆 収納課長 飛田 良則
市民生活部長 小橋 洋司 防災課長 桧山 達男
防災課長補佐 秋山 光広 防災G長 舘 政則
市民協働課長 玉川 一雄 市民協働課長補佐 田口 裕二
市民課長 関 郁夫 市民課長補佐 会沢 和代
環境課長 大竹 将夫 環境課長補佐 関 雄二
健康推進課長 片岡 祐二 会計管理者 小澤 祐一
消防長 飛田 裕二 消防本部総務課長 大谷 貞章
消防本部予防課長 山田 三雄 消防本部警防課長 宮田 好男
東消防署長 寺門 博文 西消防署長 鈴木 将浩

会議事件と概要

付託案件

- (1) 議案第49号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正す

る条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (2) 議案第50号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (3) 議案第54号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第2号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (4) 議案第58号 防災情報システム整備事業に係る契約の締結について

…原案のとおり可決すべきもの

- (5) 議案第59号 公有財産の条件付贈与(無償譲渡)について

…原案のとおり可決すべきもの

- (6) 議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

- (7) 売却処分した瓜連駅北側土地の地中埋設物について

…執行部より報告あり

- (8) デマンド交通「ひまわりタクシー」の域外運行実証事業について

…執行部より報告あり

- (9) 四中学区コミュニティセンター建設委員会の設置について

…執行部より報告あり

- (10) 調査事項 太陽光発電施設設置時の指導等について

…執行部より説明を受け、その後意見交換を行った

- (11) その他

…平成30年度第1回議員研修会参加者については、綿引議員に決定。

「議員と語ろう会」の役割分担について協議

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは、決算の質疑等もございますけれども、慎重かつまたスムーズなご審議をいただければと思います。

以上で挨拶を終わりにしたいと思います。

それでは、座って進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は、必ずマイクを使用し、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするなどご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、改めまして、おはようございます。

総務生活常任委員会の委員の皆さん、そしてまた関係担当課の職員の皆さん、本日から4日間、各常任委員会の審議が始まります。本日も議案等を入れて10件の審議がありますので、各担当課、そして簡潔な答弁をいただきながら、そして総務生活常任委員会の皆様方には慎重なご審議をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。ご苦労さまです。

委員長 続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 おはようございます。

総務生活常任委員会、ご出席大変お疲れさまでございます。

本日の執行部の提案につきましては、議案が6件、その他報告案件3件の9件でございます。決算が中心になると思えますけれども、非常にボリュームが多くなってございます。よろしくご審議のほどお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙の次第のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第54号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算1ページをお願いします。

議案第54号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。

8款消防費、1項消防費、事業名、防災設備整備事業、補正後総額11億7,377万7,000円、平成30年度4億5,814万7,000円、平成31年度3億6,902万円、平成32年

度 3 億 4,661 万円。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債補正になります。

起債の目的、防災行政無線デジタル化事業、補正後限度額 4 億 5,810 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

7 ページをお願いいたします。

歳入になります。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 317 万 6,000 円、2 目民生費国庫補助金 97 万 5,000 円、4 目土木費国庫補助金 2,350 万円の減。

14 款国庫支出金、3 項委託金、2 目民生費委託金 75 万 6,000 円。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金 80 万円、3 目衛生費県補助金 16 万 6,000 円。

15 款県支出金、3 項委託金、5 目教育費委託金 15 万円。

18 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 4,700 万円の減、2 目他会計繰入金 197 万 1,000 円。

8 ページをお願いいたします。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 5,130 万 2,000 円。

21 款市債、1 項市債、5 目土木債 5,930 万円、6 目消防債 2 億 2,410 万円の減、7 目教育債 820 万円。

9 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 8 万 7,000 円、6 目企画費 119 万 9,000 円、7 目コミュニティ費 10 万 6,000 円、12 目支所費 494 万 4,000 円、14 目諸費 1,270 万円。

10 ページをお願いいたします。

2 款総務費、2 項徴税费、1 目税務総務費 26 万 6,000 円。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費 403 万 4,000 円。

11 ページになります。

2 款総務費、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 41 万 6,000 円。

2 款総務費、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費 209 万 5,000 円。

14 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 925 万 4,000 円の減。

15 ページになります。

8 款消防費、1 項消防費、5 目防災対策費 2 億 2,410 万円の減。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 54 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 10 分)

再開 (午前 10 時 11 分)

委員長 再開します。

委員の皆様には申しあげます。

ここからは担当課ごとに所管の議案等の審議を行います。また、今回は決算の審議がございます。そのため決算の質疑については、説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑が終了した後に行います。

次に、執行部に申しあげます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書のページ数を述べてから簡潔かつ明瞭に説明をしてください。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明を願います。

それでは、順次審議します。

最初に、消防本部の所管です。

議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分の説明をお願いいたします。

消防本部総務課長 総務課長の 大谷 です。外 7 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

決算書の 176 ページをお開きください。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費8億3,175万9,010円。

179ページをお開きください。

不用額のうち主なものは、11節需用費、不用額89万2,142円。理由としては、常備消防総務管理事業の光熱水費、電気料、水道料が主な不用額でございます。その他記載のとおりでございます。

182ページをお開きください。

非常備消防費についてご説明いたします。

2目非常備消防費3,388万6,483円、不用額のうち主なものは9節旅費86万1,410円。理由としては、消防団設置事業の消防団員の災害出動時等に支給いたします費用弁償が主な不用額でございます。その他記載のとおりでございます。

同ページ下段になります。

消防施設費についてご説明いたします。

3目消防施設費6,279万636円。

185ページをお開きください。

不用額のうち主なものは18節備品購入費73万9,378円。理由としては、常備消防車両整備事業の高規格救急車購入に伴う入札差金が主な不用額でございます。その他記載のとおりでございます。

同ページ中段になります。

水防費についてご説明いたします。

4目水防費23万2,592円。その他記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で消防本部所管の審議を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩（午前10時15分）

再開（午前10時16分）

委員長 再開いたします。

税務課と収納課が出席しました。

議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、歳入の所管部分について一括して説明願います。

税務課長 税務課長の柴田でございます。外3名が出席しております。

収納課長 収納課長の飛田でございます。外関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

税務課長 それでは、決算書の16、17ページをごらんください。

款項、収入済額の順に説明いたします。

1 款市税、1 項市民税、収入済額 30 億 885 万 4,857 円、収納率は 96.8%、前年と比較いたしますと 1.1 ポイントの増でございます。市民税は、個人市民税と法人市民税の合計になっております。

2 項固定資産税、収入済額 31 億 4,742 万 6,836 円、収納率は 95.8%、前年と比較いたしますと 0.8 ポイントの増でございます。固定資産税は、固定資産税と国有資産等所在市町村交付金及び納付金の合計になっております。

3 項軽自動車税、収入済額は 1 億 6,464 万 2,665 円、収納率は 91.2%、前年と比較いたしますと 0.5 ポイントの増でございます。

4 項市たばこ税、収入済額 3 億 8,816 万 1,603 円、収納率は 100%でございます。収入済額は前年と比較いたしますと 515 万 4,708 円の減となっております。

5 項都市計画税、収入済額 3 億 1,657 万 4,239 円、収納率は 95.8%、前年と比較いたしますと 0.9 ポイントの増でございます。

歳入の 1 款市税についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 軽自動車税なんですが、収納率が 91%台ということは、外の市税に比べてパーセンテージが低いんですけども、どういうことが理由として上げられるんですか、これは。

税務課長 軽自動車税につきましては、車検がございます軽の 4 輪等につきましては、車検の機会に納税が完納されるという傾向にはございますが、それ以外の車検のないトラクターとか農耕用のものとか、小型の 2 輪車等についての滞納がなかなか解消できていないといったような状況でございます。その影響と考えております。

助川委員 それに対しての対応はどういった対応をしているんですか。

税務課長 まずは現年度の滞納をふやさないように、現年の督促、催告等を厳しく行いまして、軽自動車税、税率につきましては低いものではございますが、収納課におきまして、他税目とあわせて、悪質なものにつきましては差し押さえ等の対応もし、滞納整理に努めているところでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

その外ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出の所管部分について、一括して説明をお願いします。

税務課長 決算書の 92、93 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、支出済額 3839 万 2,892 円のうち市税等過誤納還付金についてご説明を申しあげます。

右側の備考欄の丸印、上から 5 番目に記載されておりますものでございます。

市税等過誤納還付金 1,824 万 4,395 円、平成 28 年度と比較いたしますと 141 万 8,401 円の増でございます。主な過誤納還付金の内容は、法人市民税の確定申告による還付及び個人の課税更正による市税の還付でございます。

続きまして、94、95 ページをごらんください。

款項目、支出済額の順に説明を申しあげます。

2 款総務費、2 項徴税費、支出済額 2 億 5,065 万 663 円、1 目税務総務費、支出済額 1 億 7,706 万 3,233 円。税務総務費は、職員人件費、税務総務事務費、固定資産評価審査委員会設置事業の 3 事業でございます。この固定資産評価審査委員会設置事業は総務課の所管でございます。税務総務費の不用額は 558 万 4,767 円で、主なものは職員人件費の執行残額でございます。

続きまして、94、95 ページの下の段をごらんください。

2 目賦課徴収費 7,358 万 7,430 円。賦課徴収費は、賦課事務費、徴収事務費、固定資産税課税台帳整備事業の 3 事業でございます。賦課徴収費の不用額は 343 万 7,570 円で、主なものは役務費と委託費の執行残額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 今のところのこの委託費というのは何の委託のあれかな、これ。全部やめちゃったのかな、委託するのは。

収納課長 私のほうから。

こちらにつきましては、公売手数料ということで、公売不動産の鑑定料を予定をしておりましたけれども、平成 29 年度につきましては土地の公売はございませんでしたので、その分の 40 万円が不用額となっております。

以上です。

笹島委員 委託料が三百二十何万ということですよ、この。

税務課長 賦課徴収費の不用額の総額が 343 万 7,570 円でございます。その主なものとしたしましては、役務費と委託料の執行残額ということで、内訳といたしましては、役務

費、こちらも収納課の所管の徴収事務費の部分になりますが、コンビニ収納事務手数料が 41 万 9,000 円、預金調査手数料が 14 万 7,000 円と、先ほどの委託料の公売不動産等鑑定料 40 万、主なこの 3 点が大きなものでございますが、もろもろの支出の不用残を積み上げたものが 340 万という、不用残という説明でございます。

委員長 よろしいですか。

その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 (午前 10 時 25 分)

再開 (午前 10 時 26 分)

委員長 再開いたします。

財政課が出席しました。

議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、歳入の所管部分について一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の茅根です。外 4 名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

16 ページをお願いいたします。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

一番下になります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税 7,702 万 9,000 円。

18 ページをお願いいたします。

2 項自動車重量譲与税 1 億 8,880 万 8,000 円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金 990 万円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金 3,000 万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金 2,976 万 3,000 円。

6 款地方消費税交付金、20 ページをお願いいたします。1 項地方消費税交付金 8 億 4,180 万 7,000 円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金 164 万 9,948 円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金 7,261 万 1,000 円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金 3,752 万 4,000 円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税 39 億 2,760 万 1,000 円。

11 款交通安全対策特別交付金、22 ページをお願いいたします。1 項交通安全対策特別交付金 745 万 6,000 円。

12 款分担金及び交付金、1 項負担金 2 億 9,692 万 328 円。
24 ページをお願いいたします。
13 款使用料及び手数料、1 項使用料 1 億 7,666 万 9,670 円。
26 ページをお願いいたします。
2 項手数料 3,580 万 90 円。
28 ページをお願いいたします。
14 款国庫支出金、1 項国庫負担金 18 億 7,397 万 326 円、2 項国庫補助金 5 億 692 万 4,371 円。
32 ページをお願いいたします。
3 項委託金 1,372 万 6,717 円。
34 ページをお願いいたします。
15 款県支出金、1 項県負担金 8 億 957 万 9,863 円。
36 ページをお願いいたします。
2 項県補助金 4 億 6,468 万 7,429 円。
42 ページをお願いいたします。
3 項委託金 1 億 2,720 万 428 円。
44 ページをお願いいたします。
16 款財産収入、1 項財産運用収入 1,450 万 6,132 円、2 項財産売払収入 1 億 1,740 万 7,574 円。
46 ページをお願いいたします。
17 款寄附金、1 項寄附金 2,124 万 8,489 円。
18 款繰入金、1 項繰入金 2 億 7,357 万 9,311 円。
48 ページをお願いいたします。
19 款繰越金、1 項繰越金 6 億 9,142 万 807 円。
20 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料 2,755 万 1,347 円、2 項市預金利子 2 万 3,417 円、3 項貸付金元利収入 1,298 万 80 円。
50 ページをお願いいたします。
4 項雑入 4 億 1,995 万 4,858 円。
54 ページをお願いいたします。
21 款市債、1 項市債 15 億 7,430 万 6,000 円。
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の所管部分で2款総務費について説明をお願いします。

財政課長 68 ページをお願いいたします。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費 1,180 万 1,779 円、5目財産管理費 1 億 1,604 万 2,691 円。

92 ページをお願いいたします。

13 目財政調整基金費 857 万 9,000 円、14 目諸費 3,839 万 2,892 円、このうち右の欄のうち備考欄の下段になります、ふるさと寄附金「ふるさとの便り」事業 938 万 255 円が当課の所管になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

笹島委員 ふるさと寄附金というのは何でしたか。

財政課長 ふるさと納税といたしまして、各市町村の方々から寄附金をいただきまして、返礼品を返す事業でございます。

笹島委員 そうすると、今、総務省でも3割以上はね、あげてはいけないという、返礼品をあれで。那珂市はどういう感じなんですか、それは。

財政課長 当市といたしましても返礼品は3割以内になっております。

笹島委員 これはどうですか、推移は。前年と前々年度とあれして。

財政課長 ふるさと納税のこの納税は平成 27 年度から返礼品を始めたのですが、年々下がりぎみになっております。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、外にも姉妹都市とのあれの、横手市とかあとどこでしたか、外のそういうものが比重を占めて、那珂市だけではなかなか飛びついてくれないと、地域間の競争、市町村の競争があるからさ。そういう面で、どういう工夫しているのかな、比重を、今言っていた横手市とか、そういうものを取り入れるという、そういう感じでやっているんですか。

財政課長 おっしゃるとおりいろいろな工夫をしております。ただ、横手市と釜石市につきましては、横手市につきましては姉妹都市という縁もございまして、その縁の延長に品物を出していただいています。釜石市につきましては、災害復興の応援ということで、職員を出したこともありますので、産業の振興について寄与したいということで、その延長で返礼品を出させていただいております。

以上でございます。

笹島委員 今言ったふるさと納税、今そういう面で結構ブームをね、先ほど言った市町村の競

争も激しい。これどういうふうこれから考えていくのかな。じゃないと、ここもやっぱりどんどん落ちていくと思うんですよね。それとも何も、返品をあげないでそのまま、真の寄附金という形をとるほうにいくのか、どういう考え、ビジョンを持っているのかな。

財政課長 ふるさと納税の返礼品につきましては、日ごろからいろいろな事業者さんに参加を呼びかけていまして、執行部のほうでもいろいろな魅力のある返礼品を開発しようと日夜努力しているところがございます。今後の返礼品につきましては、総務省のほうから3割以上の返礼品を返しているところの行政につきましてはふるさと納税を適用しないという厳しい通達が来ておりまして、そういうほうの方向には進まずに、まず魅力ある商品を開発していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ続きまして、11 款公債費、12 款諸支出金、13 款予備費について説明を願います。

財政課長 240 ページをお願いいたします。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金 16 億 5,352 万 3,132 円、2 目利子 1 億 3,187 万 450 円、3 目公債費諸費 6,480 円。

12 款諸支出金、1 項普通財産取得費、1 目土地取得費ゼロ、2 項土地開発基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金ゼロ。

13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 40 分）

再開（午前 10 時 41 分）

委員長 再開いたします。

総務課が出席をしました。

議案第 50 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 総務課長、渡邊でございます。外3名の職員が出席しております。

健康推進課長 健康推進課長の片岡です。よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、議案第50号について説明いたします。

議案書の16ページをお開き願います。

議案第50号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、那珂市健康増進計画推進委員会設置要綱及び那珂市いのちを支える自殺対策協議会設置要綱を制定するにあたりまして、その委員の報酬及び費用弁償について新たに規定をするものでございます。

また、副市長をもって委員長に充てることとされている委員会がございます。これにつきましては、副市長が委員長になっている場合には、報酬等を支払いませんので、その部分について削除するものでございます。

後ろに条例の改正文がございます。それから、18ページに新旧対照表がございます。20ページに条例の概要がございます。内容については今説明したとおりでございます。新たに健康増進推進委員会の委員の報酬、それからのちを支える自殺対策協議会の委員に関する報酬を設置いたしまして、副市長が委員長となっている部分についてを削除するものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時44分)

再開(午前10時44分)

委員長 再開いたします。

議案第 49 号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 それでは、議案書の 10 ページをお開きいただきます。

議案第 49 号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容でございますけれども、公職選挙法の施行令の一部を改正する政令が交付されまして、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額が改正されました。引き上げとなりました。これに伴いまして、那珂市の選挙においても公費負担の限度額を引き上げるために条例の改正をお願いするものでございます。

なお、この条例の改正につきましては、公布の日から施行するという事で、最終的に議決をいただいてから公布して施行するという事になっております。

改正の内容といたしましては、一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約以外の選挙運動用自動車の借り上げ・借り入れ契約及び燃料供給代金並びに選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価の公費負担の限度額を引き上げるものでございます。

次のページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。

改正条文でございますけれども、ここにありますように、まず選挙運動用自動車の使用の公費負担ということで、今まで車の借り上げ料ですね、これが 1 万 5,300 円だったものを 1 万 5,800 円に引き上げる。それから燃料代につき、これは 1 日ですけども、今までが 7,350 円だったのを 7,560 円に引き上げる。それから、ポスターの費用でございますが、1 枚当たり 511 円だったものを 526 円に改めるというものでございます。

その後ろに新旧対照表がございまして、15 ページに条例の概要説明があります。

内容につきましては、今お話ししたように車の借り上げ料の引き上げと車の燃料代の引き上げ、あとはポスターの 1 枚当たりの作成費の引き上げでございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 ちょっと確認なんですけど、これは消費税は別ですよ。

総務課長 すみません、お待たせいたしました。一応税込みでございます。

委員長 その外ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 49 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 49 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 48 分)

再開 (午前 10 時 48 分)

委員長 再開します。

議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、1 款議会費について説明を願います。

総務課長 それでは、決算書の 58 ページをお開き願います。

歳出、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、支出済額 1 億 9,082 万 3,898 円でございます。不用額でございますが、報酬につきましては議員報酬の残額でございます。

それから、職員手当等についての残額 154 万 5,888 円は、これは議員手当の残でございます。

それから、共済費の残 191 万 265 円でございますが、これは議員共済費の残額でございます。

それから、9 節の旅費でございます。184 万 3,690 円でございますが、こちらにつきましては議員研修の残金でございます。

それから、13 節の委託料の残でございますが、100 万 9,517 円でございます。これは会議録作成の残金でございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 続いて、総務課と瓜連支所の所管を一括して説明を願います。

総務課長 続きまして、60 ページをお開き願いたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。支出済額 10 億 1,540 万 961 円でございます。こちらの主な不用額でございますけれども、2 節の給料でございま

す、263万5,151円でございます。これは職員人件費の給与の残でございます。

それから、続きまして職員手当等の残795万440円でございますが、こちらも職員人件費の残金でございます。

それから、共済費でございます。こちら801万7,524円の残がございますが、こちらも職員人件費の残でございます。

それから、続きまして賃金でございます。賃金の残が1,028万9,374円でございますが、これは総務事務費の中の臨時職員等の賃金の残金でございます。

それから、13節委託料の117万4,119円の残でございます。こちらにつきましては、1つは総務事務費の中で訴訟が起こった場合の弁護士の費用が54万円あるんですけども、平成29年度はなかったということで、この分54万円が残として残っています。それから、職員福利厚生の方で、健康診断等の残金で約30万円がこれにも含まれております。この残金でございます。

続きまして、92ページをお開きいただきたいと思います。

すみません、その前に90ページの支所費の説明をします。

瓜連支所長 瓜連支所長の堀口と申します。よろしくお願いたします。

決算書の90ページをお開き願います。

款項目、支出済額についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費4,198万3,469円でございます。不用額につきましては155万7,531円で、主なものといたしまして、需用費99万479円、光熱水費等でございます。

以上でございます。

総務課長 続きまして、92ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費の14目諸費でございます。諸費の支出済額3,839万2,892円でございますが、このうちの総務課の部分につきましては諸費事務費の375万5,685円と自衛官募集事業の10万404円でございます。不用額等については、これについてはほとんどございません。

続きまして、94ページをお願いいたします。

2項徴税費の1目税務総務費でございます。こちらの目のうち固定資産評価審査委員会設置事業につきましては総務課の事業でございます。決算額については2万760円でございます。

続きまして、98ページをお願いいたします。

4款選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。支出済額が872万2,072円でございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

2目選挙啓発費でございます。支出済額が19万8,192円でございます。

続きまして、3目茨城県知事選挙費、支出済額が1,723万4,596円でございます。こちらで不用額でございますが、委託料の部分で107万3,688円でございます。こちらはポスター掲示板設置の残金でございます。

それから、4目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査でございます。支出済額が2,095万3,882円でございます。こちらの不用額の主なものでございますが、職員手当等で131万8,406円でございます。これにつきましては、職員等の時間外勤務手当の残金等でございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 戻って91ページのこの支所費なんですけれども、先ほど不用額で光熱水費かな、これが700万減だったというので、これ何ですか、詳しく教えてください。

瓜連支所長 需用費の中で99万479円不用額がございます。その需要額の内訳といたしましては、電気料が40万、修繕料が44万となっております。

以上でございます。

笹島委員 ちょっとごめんなさい、これ管理事業費のところのしているんだけど、需用費の中の内訳として光熱費になっているよね。金額が……

瓜連支所長 申しわけございません。需要費の中の内訳でございますけれども、光熱水費が電気料が58万561円となっております。修繕料、先ほど44万と申しましたけれども、40万4,836円が需用費の不用額となっております。

委員長 よろしいですか。

総務部長 今、笹島委員からのご質問は、需用費のうち光熱水費の残額というようなお話を聞いて、先ほど何か700万とか何かいう話でしたけれども、この不用額自体は99万がその需用費の中でありまして、その内訳として光熱水費が58万、その外が約40万ということで、それが不用額になっていると、そういうことでございます。

笹島委員 そうか、ごめんなさい、見たのが間違っていたんですね。すみません。

99万479、これが需用費ね。そのうちの40万が光熱費……

(「修繕費」と呼ぶ声あり)

笹島委員 修繕費、はい。

(「58万が光熱費」と呼ぶ声あり)

笹島委員 58万が。これ、じゃ例年より、今言っていた光熱費というのは、昨年度と同じなの、これは。

瓜連支所長 昨年度よりは不用額は減っております。すみません、その光熱費の。

委員長 これ前年度との差を言っているんでしょう、笹島委員は。聞いているんでしょう。

瓜連支所長 光熱水費につきましては、本年度の支出済額合計で 731 万 5,299 円となっております。昨年度よりは不用額は少なくなっております。

(複数の発言あり)

瓜連支所長 去年よりはふえていません。

委員長 ふえていませんということは、去年よりも少ないということですか、減少ということですか。

瓜連支所長 そうです。

委員長 前の年との差をどうでしょうかと聞いているんです、笹島委員は。

瓜連支所長平成 28 年度よりは光熱水費、電気料は多くなっております。

笹島委員 何かその要因はあるんですか、多くなっている。

瓜連支所長 使用料が前年度よりも多くなっておりますけれども、それにつきましては、調べてまして報告したいと思います。

委員長 よろしいですか、笹島委員。

笹島委員 はい。

委員長 そういうことで、あとで調べておいてください。

その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を 11 時 15 分といたします。

休憩 (午前 11 時 03 分)

再開 (午前 11 時 14 分)

委員長 それでは、再開いたします。

行財政改革推進室が出席をいたしました。

議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分の説明をお願いします。

行財政改革推進室長 行財政改革推進室でございます。室長の平松でございます。よろしくお願いいたします。外 2 名の職員が出席してございます。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書 70、71 ページをお開き願いたいと思います。

款項目、支出済額の順にご説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、支出済額 3 億 285 万 9,956 円。

次のページ、72、73 ページをお開きください。

行財政改革推進室の所管は、備考欄の丸印の下から 2 番目、行政改革推進事業 6 万 200 円。こちらは行政改革懇談会及び指定管理者選定委員会の報償費になってございます。

続いて、その下、行政評価システム推進事業 63 万 5,543 円。こちらは施策評価、事務事業評価、外部評価、市民アンケートに要した経費となっております。

次に、104、105 ページをお開き願いたいと思います。

こちらが 2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費、支出済額 1,040 万 2,821 円でございます。こちら備考欄の丸印、上から 4 番目、職員人件費 987 万 7,724 円、こちらは監査委員事務局職員 1 名分の人件費となっております。

続きまして、その下、監査委員設置事業 52 万 5,097 円。こちらは監査委員への報酬が主な経費となっております。

説明は以上でございます。

委員長 以上、説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 11 時 17 分)

再開 (午前 11 時 18 分)

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席をいたしました。

議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分を説明願います。

秘書広聴課長 秘書広聴課の会沢でございます。外 4 名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、座ってご説明のほうをさせていただきたいと思います。

それでは、決算書の 64 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目秘書広報広聴費でございます。支出済額 2,770 万 4,111 円、不用額 408 万 3,889 円でございます。こちらの不用額の主なものにつきましては、11 節の需要費 245 万 2,271 円でございます。このうち 196 万 437 円が広報印刷製本費となっております。

続きまして、12 節の役務費でございます、51 万 5,056 円。このうち 45 万 3,240 円が情報発信力強化事業の広告料となっております。14 節の使用料及び賃借料で 24 万 8,004 円、このうち 15 万 6,820 円が有料道路や駐車場の使用料の残となっております。また、賃金、報償費、公債費はそれぞれ 20 万円前後の不用額となっておりますが、こちらは例年並みの不用額となっております。

秘書広聴課の事業でございますが、その次の 67 ページのいじめ再調査委員会の設置事業までが秘書広聴課の事業でございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 11 時 21 分)

再開 (午前 11 時 22 分)

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席をいたしました。

議案第 59 号 公有財産の条件付贈与 (無償譲渡) についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

政策企画課長 政策企画課でございます。政策企画課長、私、大森の外政策企画課職員及び関係課職員が同席をしております。よろしく願いいたします。座ったままで失礼をさせていただきます。

議案書の 35 ページをごらんください。

議案第 59 号 公有財産の条件付贈与 (無償譲渡) についてでございます。

この件につきましては、5 月 21 日付の庁議にて市の方針を決定後、前回の当委員会において、経過を報告させていただきました。それ以降、契約の準備が整いましたので、今回議案として上程をするものでございます。

1、財産の表示、施設は旧本米崎小学校でございます。

主たる建物、種類、校舎でございます。構造は鉄筋コンクリート 2 階建てでございます。床面積 2,029.64 平米。

相手方は特定非営利活動法人虹のポケットでございます。

契約年月日は、平成 30 年 10 月 1 日を予定してございます。

提案理由でございます。旧本米崎小学校校舎の有効活用を図るべく、地元にぎわい創出に向けた地域の活性化を目的として、虹のポケットへの学童保育事業を開設するという条件付きの贈与、無償譲渡をするために、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これは2階建て全部譲渡するんですか、あと校庭もそうでしたか。

政策企画課長 この贈与につきましては、2階建ての校舎を全部ということでございます。グラウンドは含まれておりません。

委員長 よろしいですか。

笹島委員 そうすると、グラウンドは含まれていないというと、あれはどのような、市の所有だから、利活用はどのようにするのか。市民のところのために使うという形になるのかな、すみません。

政策企画課長 校舎の底地及びグラウンドにつきましては、賃貸ということで、虹のポケットにお貸しするというところでございますので、基本的には学童保育事業に使いながらかつ地元の方々の要請もあれば積極的に活用ができるという形態を考えているところでございます。

委員長 よろしいですか。

その外。

勝村委員 前回でしたか、この固定資産税、建物に対する固定資産税は入るという話だったよね。あれいくらでしたか。

政策企画課長 約170万円の固定資産税が課税されます。

委員長 その外いいですか。

勝村委員 それとね、ざっくばらんな話、虹のポケットがもうやめたよとなった場合とか、そういったものを想定していますか。

政策企画課長 想定したくはありませんけれども、この贈与の契約を結ぶに当たっては、そういった諸条件をいろいろとつけさせていただいております。その条件の何がしかが満たされなくなった場合というのは、返還をしていただくという条項も想定をしておりますので、そうした部分についての担保はとっていくということでございます。

委員長 その外。

助川委員 校舎以外のグラウンドとか体育館の利用の、その利用順位というか、優先順はどちらが優先される形になるわけですか、これは。市民と、それから虹のポケットと両方。

政策企画課長 まず体育館は今までどおり市の管理ということで、体育館として活用していきますので、基本的な予約をして申請をしてというような手続を得て使う形態になると思われれます。これは生涯学習課所管となります。

グラウンドにつきましては、要は虹のポケットに貸すということでございますので、虹のポケットが学童保育事業として利活用するのが優先となりますけれども、基本的には虹のポケットも地域の皆さんといろいろな面で交流をしていきたいという積極的な姿勢を示していただいておりますので、そういった部分については地域の皆さんには十分に配慮して利活用をしていただけるものというふうに市としては考えているところでござ

います。

助川委員 そうしますと、体育館のほうのみが利用の仕方は生涯学習課のほうが所管になるということになりまして、申し込みとか、利用の利用料とか、その辺のところは全て今までの形と同じような利用の形になるんですか。

政策企画課長 この体育館の位置づけをどうするか、利用形態、利用料につきましてもどうしていくかというのは、現在、生涯学習課、スポーツ推進室のほうで検討をしている最中でございますので、その結果が出るまでは今までと同じような利用形態になるということでございます。

助川委員 いつごろまでにそれは決定されるんですかね。

政策企画課長 所管が生涯学習課ということで、うちのほうの課でいつまでというふうに明確に回答することは差し控えさせていただきますけれども、できればですね、うちのほうとしても積極的に年度内には方向性を明確にさせていただきたいということで、働きかけをしているところでございます。

勝村委員 すみません、今のグラウンドの件で、今の時期はすごい除草作業というのがグラウンドが広い関係で、そういったものあるかと思うんですけれども、それはどこがやるの。虹のポケットにグラウンドを全て貸すわけだから、生涯学習課でやるのか、虹のポケットでやるのか。

政策企画課長 まだグラウンドの管理にあたっての細かいところまで調整が完全に進んでいるわけではございませんけれども、市の意向としては、そういった部分の管理につきましても虹のポケットにお願いしたいという意向で今調整を進めている最中でございます。

委員長 その外。

君嶋委員 ちょっとお聞きしたいのは、一応これが契約として 10 月 1 日に契約を結んだ後に、虹のポケットは来年度から募集するんですか、確認します。

政策企画課長 基本的には年度内には、途中になりますけれども、運用というか、運営を開始したいということですので、早ければ年末あたりには募集を開始してというようなことを考えているようでございます。

君嶋委員 そうすると、契約後は改修とかなんかも何か予定されておりましたよね。そういうのもその契約後は、直ちに改修等も入るということでしょうか。

政策企画課長 契約とか引き渡しとか登記とか、いろいろな作業はございますが、そういったものが済み次第、速やかに改修作業に入ることでございます。

君嶋委員 そうすると、再度確認なんですけれども、先ほど話をした担保をとるとかいう形で、この後もし、この虹のポケットが学童をやめた場合に、またその建物は戻してもらうという話を以前していましたよね。そのときに、その改修したのに対してのものとに戻すのか、それともそのままこっちへ返すのか、その辺を確認したいと思います。

政策企画課長 原則論でいいますと、原状復帰で返してもらうということになると思うんです

けれども、こういった改修をして、その改修をした形態が返してもらった市側にとって、今後何かの利活用をする際に有利なのか不利なのかという話もあります。そういった部分は、万が一そうなったときには、その状態を確認しながらどういう状態で返してもらうかというのは協議をしてまいりたいと考えております。

君嶋委員 そこはやっぱりきちんとね、契約後にもしておいたほうがいいと思うんですね。万が一あった場合に、それをもとに戻す。本来なら借りるといふか、譲渡しちゃうからあれでしょうけれども、もとに戻した状態で返してもらうのが本来だと思うんですけども、何かして、その後また予定がある場合にはそれを利用するとか、そういう計画があれば、それはそのまま戻してもらうと。その辺はきちんとした契約なりチェックはしていただきたいと思います。

以上です。

綿引委員 建物は無償で譲渡しちゃうと。底地、あとグラウンドはさっき貸すというお話があったんですけども、賃貸収入の契約みたいなものはもう決まっているのでしょうか。

政策企画課長 契約行為は着々と準備を進めておりまして、こちらプロポーザルで募集をした時の提案が年間 24 万の賃貸料だという提案でございました。その金額で契約を結ぶ予定でございます。

綿引委員 年間 24 万ですか。

政策企画課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 その外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 59 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 59 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、常任委員会協議・報告案件であります売却処分した瓜連駅北側土地の地中埋設物についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 常任委員会資料の 1 ページをお開きください。

売却処分した瓜連駅北側土地の地中埋設物についてということで、これまでも経緯につ

いては何回かご報告をさせていただいた、その後の経過報告ということでございます。

ガラが出たというご報告を何回かさせていただいておりますけれども、買主からの求償の対応として、地中に混入物がある範囲及び求償に応じる範囲を決めるべく調査を行いましたので、その概要について報告するものでございます。

1、その概要でございます。

期間につきましては、6月1日から6月18日まで調査を行いました。内容につきましては、既に掘削しガラを撤去済みである特養の基礎部分以外の場所、クリニックや院外薬局の建設予定地とその周辺について、メッシュで区切った位置、メッシュは5メートル間隔でございます。110カ所でサウンディング調査を行いました。面積でいうと約2,000平米、正確には2,003平米になります。

2の調査結果、こちらにつきましては、下の3行にありますとおり、1メートル以上貫入した地点、50センチから1メートルの間で貫入が不能になった地点、50センチよりも浅い地点で貫入不能になった地点の3区分で整理をさせていただいております。

そこに箇所数が書いてありますけれども、次のページの図面をごらんください。

緑と青と赤で番号が区分してあると思います。緑の色の地点の番号が50センチまで行かなかったというところです。青の色の番号が50センチから1メートルの間で貫入不能になった。赤の地点が1メートル以上貫入できたということになります。こういった調査結果がありました。

また表にお戻りください。

こちら瓜連駅北側土地は全体で約1万1,000平米ありましたが、撤去済みが2,600平米、今回は約2,000平米ということで、まだ調査ができていない、面積でいうと6,000平米ほどあります。

3の今後の対応ですけれども、全ての箇所の調査がまだ完了しておりませんので、今後の調査をどういうふうにしていくのか、また、求められた求償についてどういうふうに対応していくのかというのを事業者と協議調整を進めていきたいと考えております。その経緯、結果等につきましては、随時議会に報告をしていく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

助川委員 これ50センチまでしか行かなかったというのはどういうことで貫入できないということなんですか。

政策企画課長 50センチすら行かなかった部分については、原因は、当然あくまでも推測ですけれども、2つ考えられます。これは50センチよりも浅い位置にガラ等があったから行かなかった。あとは、先ほどの緑色の地点を見ますと、サーボ時代も駐車場として利

用されていて、もう頻繁に車が出入りして、車をとめているというような状態で使われていた経緯があるところが多かったということであると、その車が何回も出入りして駐車をしていて、そもそももう踏み固められているので貫入できなかったということも推定できますが、その部分については推定でしかないんですけれども、そういったことが考えられるのかなというところでございます。

助川委員 そうしますと、これ相手側はしっかりした調査をしていただきたいということで申し入れがあるんでしょうから、それができないということで了解いただける見通しはあるんですかね、これ。

政策企画課長 まずこの調査自体は、事業者側から求められて行ったのではなくて、市として、事業者側から求償、土地代の補償をしてほしいという申し入れがあって、それに応じるためには、市側としてどういった免責等々、そういったものが混入しているかという調査をする根拠なしには、その求償には応じられないという市の判断で、そういった調査をさせてほしいという申し入れをして調査をしたものでございます。

こちらの結果をもとに、今後どういった形で交渉していくかという話がありますし、また、残りの土地もたくさんあります。そういったものも調査を継続していくのかどうかという判断も含めて、現時点ではどういった形で合意ができるのかできないのかというのも未定でございますけれども、根気強く交渉してまいりたいということしか現時点ではなかなかご説明できませんので、申しわけありませんけれども、よろしく願いいたします。

助川委員 相手側に対して、より安全な土地ですよというようなことで説得をするにあたっては、こういった貫入不能になっておいた時点のまま了解が得られるというのは、大変これ説得するのは難しいと思うんだけど、そういうことを想定して説明いただいて、相手側の了解を得られる自信はあるんですか、これ。

政策企画課長 当然こちらで、市としても、ガラがあるという事実を確認してございますので、なにがしかの一定割の面積でガラがあるということは、これは認めざるを得ないということで、市側も責任を感じているところでございます。よって、相手側から言われている、その土地の代金の補償をどういうふうに計算をしてこちらが応じるかという話というのは、一定程度資料を集めて、推測でしかないのかもしれませんが、ガラがあると想定される面積をある一定の根拠を持って確定させた上で補償金額を提示をして、それで交渉していくと。それを重ねていくことによって合意形成をしていくしか、やり方としてはないんじゃないかなと。このそういう考え方そのもの自体は事業者にも伝えてありますので、その考え方自体は了解を得ているところでございます。

助川委員 これ事業者は、いつまでかかってもいいということはないでしょうから、当然事業を進めるにあたっていつごろまでにとというような申し入れというか、そういうお話しはないんですか。

政策企画課長 現時点では、いつまでには決着をさせたいという意向は聞いておりません。

助川委員 そうしますと、こちら市の側から事業者に対して説明のつくような形が整った時点で事業者の説明をして、土地の値段等も交渉になるんでしょうけれども、そういったものを理解いただいた上で進めていくということを想定すると、あとどのぐらいの期間を要すると思っていますか。

政策企画課長 一番これからのどれだけ期間を要するかという想定をするのに難しいのは、残りの調査をしていないところをどうするのかというのにどれだけ期間を要するのかというのが一番難しいところでございます。こちらにつきましても当然交渉していかなければなりません、おそらく事業者としては大前提が3つの施設を建設して、来年の例えば2月とか3月とかに開業するというのが最優先だというふうに考えていると思います。そのスケジュールに支障がないように残りの土地の調査が可能なのかというのをまずは事業者と詰めていきたいと考えております。その交渉結果によって、調査が可能なのかどうか、可能なのはここここなのかとかいう話を詰めていく工程で、あと調査がここここはできるとか、いつごろならできる、できないという話が詰まれば、おのずとそういった部分での見通し、スケジュール感という意味での見通しが立ってくるのかなというふうに思っているところがございます。

助川委員 最初のお話し合いの時点でね、いつごろまでに事業を立ち上げて、事業を執行していきたいというお話はあったでしょうから、当然。その辺のところもお考えの中に入れて、市のほうは対応しないと、そんなに時間的にかかるとなると、事業執行が、いろんな社会状況が変ってきた上で、ちょっと無理だというようなことにもなりかねないというような感じもしますんで、そうならないように、できるだけ速やかに交渉に入っていけるような対応をしていただければと思うんですけども、その見通しというのは、そんなにかからないような見通しを読まれているんですかね。

企画部長 今ご指摘いただいたこと、本当にそのとおりで思っています。例えばでいいますと、我々が例えば今この地点は調査しました、外の地点も調査しないと、どうしてもだめですよということを言うことによって、開業時期なんかがおくると、それによる経済的損失というのもあわせて我々のほうに求償されるという可能性もあります。我々としては、やっぱりもともとあの瓜連地区のにぎわい創出みたいな意味も含めてここを公募したので、基本的にもうそれは絶対避けたい。もう事業者も当然それは避けたいという思いでございます。

彼らも来年2月ないし3月ぐらいにはここをもうオープンさせていきたいというようなところでいいますと、正直、我々この調査結果なんかも相手方に提示してどうでしょうというような交渉は実際始めさせていただいています。先ほど課長のほうから説明申し上げた追加の調査についても、一応打診はしてはいますけれども、現実的にその調査ができるようないまを我々に与えていただけるかどうかというのは、非常にちょっと厳

しい状況のようです。彼らは彼らである狭い敷地の中で、こっちをやってあっちをやってというような形でやっていくと、当然仮設事務所みたいなものも置いてやっているわけなので、それをまた動かしてみたいな話になってくると、相当また追加の調査というのは難しい。そうすると、今回の調査結果みたいなものをベースにして、ある程度交渉は進めなければならないのかなとは思っています。

逆に言うと、その追加の調査がないのであれば、これしかもう材料はないので、これをベースにもう交渉を進めましょう、落としどころを決めていきましょうというような形になってくるんだと思います、追加の調査ということを彼らが容認しなければの話ですけども。そういう流れでいけば、おのずとそんなに時間はかけずに、例えば年内ぐらいにはもう決着がついて、市議会のほうにもご報告、場合によってはこの土地の減額をしなければなりません、それについての議案等もお諮りするというようなことになるかもしれないとは思っています。

以上です。

助川委員 せっかく事業者が、名乗りを上げていただいておりますから、白紙にならないように努力をしていただければというふうに思います。

以上です。

笹島委員 今言っていた、相手がどの程度追加調査を望んでいるというのは私知り得ないんですけども、相手のオープン時期が来年2月云々ということであって、相手もやはり早くあれしなければいけない。地中調査、いつまでやっても限りがない。その場所場所によりますよね。例えば駐車場に使っているところはそんなにする必要もない。建物の中で重要な部分については、ここはあれだといったら、向こうは向こうで意向があると思うんです。それ以上に早く、決められた日までに解消しなければならない、それは優先だと思うんですよね。その落としどころを、こちらもね、気配りも大事ですけども、相手がどれだけ要求してくるより、ある程度落としどころですか、していかないと、一番大事なのは開所日ですから。相手はそれで、いろんなスタッフの訓練とか、それから今言っていたお客さん云々で、もう始まっているわけですから。向こうからしてみれば、余計なことは余りしてほしくない部分もあると思うんでね。そのところは、やはりご理解して進めていくんですよね。

企画部長 ご指摘のとおりでございます。今現地に行きますと、もう現地にも看板とか掲げてございまして、いろいろ開業に当たってのスタッフの募集なんかも、もう実際に動いているようです。そういう意味では、彼らも当然投資した分を早目に回収しなければならないというのは、それはもう商売のセオリーみたいな話ではあるので。開業時期というのは、基本的にもうそこはフィックスされたもの、コンプリートされたものだというふうに認識した上で我々もやっていかなければならない。

現場の施工を請け負っている業者なんかいろいろな話を聞く限りでは、正直なかなか現

場のいろいろ、重機の回しだとか、建築の回しみたいなことを考えていくと、先ほどの話の繰り返しになりますが、どうもちょっと追加で我々が立ち入らせていただいて、こうやってボーリングというか、そのサウンディング調査をするというのは、相当ちょっと難しいんじゃないかというようなことを言われています。業者がそういうことを言うのであれば、多分その施工主である藤慈会なり誠慈会のほうも同じような形に多分出てくるんじゃないかと思います。そういう意味では、我々も、今回のその施工主の意向を最大限尊重した上で、落としどころみたいなことを探っていければいいのかなど。そのためのデータとしては今回ご提示させていただいたものと、あとは実際に我々が撤去した底地部分、その2つぐらいにはなってしまうんですけども、限られた情報の中で、そこは交渉に臨ませていただくしかないのかなとは思っております。

助川委員 ちなみにこの調査事業の工事料というのはどのぐらいかかるんですか、これ。

政策企画課長 今回のこの調査そのものは約170万の経費がかかっております。

助川委員 今後どのぐらいかかると想定されているんですか。

政策企画課長 当然残り、先ほど私が残り6,000平米という話をしましたけれども、できる、できないというのは、当然、部長が答弁したとおり不確定要素が多いんですが、その辺の部分というのはこの平米であればいくらかかりそうだという積算は現時点ではしておりません。

そうですね、2,000平米を今回やって170万ですから、単純計算でいうと6,000平米全部やれば、その3倍になるという、計算上はそういうふうな形になります。

助川委員 了解しました。

君嶋委員 それに加えて、そうすると、それは調査は調査で、撤去はやりましたよね、前にね。撤去したのもあると思うんですけども、それというのは今後はどうなるんですかね。

政策企画課長 本来はこういった、前に撤去した状況を見れば、全ての土地について掘り返して撤去できればという話はあるんだと思いますが、実際には全ては、2月か3月に事業所が開所するというのを最優先するという事で、事業所も同じ考え方であるということも前提にして、外のところについては今回は調査をすることだけを了解を得ましたけれども、撤去については市もするつもりはありませんし、事業所側も求めておりません。

君嶋委員 やはりそうですよね。もう開院の時期が決まっているし、看板も、さっき部長が言ったように、クリニックの看板も上がったりと。ですから、地域の方はもう逆にそのでできるものを待っている状態なんで、やはり早目にそういう問題を解決できるようにお互いで話し合いをして、なるべく市にも負担がかからないように、ある程度戻すようにはしないように、なるべくうまく話をさせていただいて、その辺はよろしく願います。

以上です。

委員長 ございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上でこの件を終結いたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

再開を 13 時といたします。

休憩（午前 11 時 51 分）

再開（午後 1 時 00 分）

委員長 それでは、再開をいたします。

議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分の説明をお願いいたします。

政策企画課長 それでは、引き続き政策企画課でございます。よろしくお願いいたします。

決算書の 70 ページから 71 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、決算額 3 億 285 万 9,956 円、このうち行政改革推進事業と行政評価システム推進事業を除いた事業全てが政策企画課所管でございます。

同ページにあります職員手当等 37 万 5,000 円が未執行となっております。これは第 2 次那珂市総合計画策定事業において、職員で構成されるワーキングチームの会議が時間外開催を行わなかったことによる未執行ということでございます。

続いて、73 ページをお開きください。

総合計画策定事業 511 万 7,717 円、策定が完了しました第 2 次那珂市総合計画に係る経費であります。

続いて、真ん中ほどになりますが、業務系システム管理事業 8,687 万 4,921 円、住民の情報管理や窓口サービスを担う基幹業務系システムの維持管理経費であります。

続いて、飛びまして 75 ページになります。

情報系システム管理事業 1 億 1,107 万 9,975 円、職員間や施設間を結び、内部事務を担う情報系システムの維持管理経費であります。

続いて、コミュニティバス運行事業 1,286 万 1,520 円、コミュニティバス、ひまわりバスの運行補償料が主な経費であります。

続いて、77 ページになります。

デマンド交通運行事業 1,914 万 9,920 円、ひまわりタクシーの運行補償料が主な経費であります。

続いて、常陸鴻巣駅駐輪場整備事業 474 万 2,800 円、常陸鴻巣駅に駐輪場を整備した工事費等であります。

続いて、まち・ひと・しごと情報発信事業 1,208 万 1,661 円、高速バスのラッピング広告やポータルサイトの運営委託料が主な経費であります。

いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業 2,020 万円、子育て世帯が住居を新

築した際の補助金であります。

続いて、79 ページになります。

高齢者等運転免許自主返納支援実証事業 2 万 8,000 円、本年 1 月から始まりました免許返納者がひまわりバス・タクシーの割引利用券を利用した際の補償料であります。

企画費についての主な事業は以上でございます。

続いて、ページが飛びます。103 ページになります。

2 款総務費、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費 569 万 8,628 円、職員人件費等であります。

同じく 2 目各種統計調査費 110 万 226 円、各種統計調査に要した経費であります。

また飛びます。157 ページになります。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費 3,961 万 3,898 円、このうち 159 ページになります。上段 3 番目になります。企業立地促進事業が政策企画課所管となります。決算額 37 万 8,516 円は企業誘致に必要な職員旅費や協議会への負担金が主な経費であります。

政策企画課所管分の説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 コミュニティバス運行事業、さらにはデマンド交通運行事業の件でお伺いしたいんですが、これは平成 27 年度からコミュニティバス運行事業に関しての利用者数が年々、3 年間の推移を見ますと減ってきておるようですけれども、運行日数はほぼ同じなんですけれども、この減っている要因はどのように分析されておられますかね。

政策企画課長 厳密にはなかなか利用者の減の要因というのは分析しきれていないというのが現状でございますが、このバスの運行形態としては、当然一定のルートを運行して、バス停を介して乗車するという形態でございます。バス停の周辺、歩いて行ける方々等がもしかすると減ってきているのかもしれませんが、この運行形態ですと、なかなかこういった周辺の住んでいる方々しか利用しづらいと。バス停まで距離が遠い方というのはなかなか長い時間歩いてバス停まで行って乗車するという利用が難しいという状況に、その周辺の市民の方々がなりつつあるのかなということで、推測の域でありますけれども、そう考えているところでございます。

助川委員 毎年ですね、3 年間の予算計上額はほぼ同じなんでしょうけれども、利用者減に対応して経費が減るということはありませんか。1 人当たりの経費の増になってくるわけなんですけれども、その辺のところの対応をこれ考えていかないと、税金の投入額に対して効果が薄れていくというのは、年々これは、今後もそういう事態が想定されますんで。それに対して、デマンド交通運行事業に関しては延べ登録者数、あるいは

利用者数、これもやはり平成 27 年度からは 3 年間の推移を見ると減りつつあるような状況のようですけれども、登録者数は、平成 29 年度は調書を見ると結構な登録者数、ふえているようですけれども、利用者数は減っていると。これに関してはどのように分析をされておりますかね、減っておられる現状を見て。

政策企画課長 確かにこちらの主要施策調書の 13 ページの資料にもありますとおり、利用者数は平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、若干ずつ減少傾向にございます。こちらタクシー業者等々に話をお伺いすると、実は現在の運行形態でいうと、12 時便というのがないという状況になって、逆にそれが原因で 13 時便が人気が集中すると。当然台数に限りがあるので、お断りケースもふえてきているんですよというような話も聞いたりしております。実際に運行している時間割は同じであり、台数も同じ台数で走らせているということで考えますと、そういった利用状況がですね、一定の時間に集中する傾向があると、そういうお断りするというようなことがあり、そういった要因がですね、例えばそういう断られた方々が敬遠するという傾向に、もしかするとあるのかなということがその現象に結びついている可能性の一つではないかというふうな分析をしているところでございます。

助川委員 そういう利用者減に当る要因等を利用者の方々へのお話等を聞きながら、利用者が集中する時期に対応するというようなことは市のほうでは今のところ考えていないんですかね。

政策企画課長 現時点では台数が限られておりますので、そこら辺の対応は難しいのかなと。利用者等々の要望としましても、例えば 12 時便をふやしてほしいとか、もう少し夕方の 14 時で終わってしまう便をもう 1 便出せないかとか。あと一番は、市外への運行ができないのかという、大きくはこの 3 点が要望でございます。今回、次の報告事項でもご説明いたしますけれども、そういった要望を踏まえた上での見直しを現在検討中ですということで。現時点ではなかなかその辺に対応する早急な対策は難しいというふうに認識しているところでございます。

助川委員 これは外の自治体もこういったコミュニティバスの運行事業とかデマンド交通の運行等々やられている自治体さん、かなりあると思うんですけれども、その利用者に対して利用者増が毎年上がっているというような自治体さんというのは聞いていないですかね。

政策企画課長 近隣では、どちらもやっているというケースは余り多くなくて、例えばひたちなかでいうとコミュニティバスのみをやっているとか、あとは近隣ではデマンド交通をやっている市町村のほうが多いという状況でございます。そういった詳細なデータというのはつかんでいるわけではございませんけれども、例えばデマンド交通をやっている市町村については、要は利用者が減ってきていて困っているんだというような声は聞こえておりませんので、伸びているか、もしくは同様の水準で推移をしているところが多

いのかなというふうに感じているところでございます。

助川委員 コミュニティバス運行事業に関しては、もう始まって何年になりましたか。

政策企画G長 平成22年から開始しておりますので、8年目となっております。

助川委員 初年度、あるいは2年目、3年目あたりはどのぐらいの利用者だったんですか。

政策企画課長 申しわけありません。手元にその資料をお持ちしておりませんので、この場ではお答えできませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

助川委員 これはデマンド交通運行事業を始めた年数はまだ浅いと思うんだけど、このコミュニティバスの運行事業の利用者からこちらに変わったという利用者さんの声というのはどのくらいあるんですかね。これもわからないかな。

政策企画課長 デマンド交通を開始したとき、当然デマンド交通の利用者に対して、過去そのバスを利用していたのかというようなアンケート調査をしていればそういったデータもつかめたかと思うんですけれども、あいにくそういったことを行っておりませんので、そういうデータはつかんでおりません。

助川委員 これはコミュニティバス運行事業に関しては、乗ったりおいたり、利用が不便だということで、デマンド交通を導入したというような経緯があったんですよね。

政策企画課長 当然高齢化社会ということで、特にお年寄りの方が出かける際の足の確保が困難だと。そういった方々がふえてきているという現状を踏まえて、コミュニティバスであると、バス停までは必ず自己の体力でもって行っていただかなければならないという話がありますので、それをさらに補完する意味で、玄関口まで迎えに行けるというデマンド交通、ひまわりタクシーのほうはもう一つの選択肢としては那珂市には不可欠だという判断があって実行したという経緯がございます。

助川委員 経費としてほぼ同じぐらいの減る傾向にあっても、コミュニティバスに関してはかかるわけであるので、最終的にはこの事業を見直すというような考えはされているんですかね。

政策企画課長 市の公共交通会議の中でも同様の議論をいたしました。市としましては、そのときこういう説明をしております。この後説明をしますデマンド交通の域外運行というのを始めます。その傾向として、それを始めたことによって、このひまわりバスのほうはどういう影響があるのかというのを判断材料として見直しを図っていきたいと。その見直しをするにあたっては、廃止という選択肢も除外せずに見直しをしていきたいので、よろしく願いますという説明をさせていただいております。

助川委員 了解しました。

委員長 その外ございませんか。

君嶋委員 この調書の15ページ、これ高速バスラッピングということで、走っていると思うんですけれども、これというのは1日何台、1日1台、どこからどこまでと、あどこのバス会社が運行しているかちょっとお聞きします。

政策企画課長 茨城交通に運行委託をしております、1日1往復。これは太田営業所から新宿駅までの往復になります。時間は日によって違います。

君嶋委員 1日1往復で太田営業所から新宿駅で、時間はわからないということですか。

政策企画課長 時間はホームページ上で公表しております。

君嶋委員 ホームページで公表というのは、それはバスの運行で、そのラッピングの車が必ずこの時間に走りますということを出ているんですね。

政策企画課長 はい、そのとおりです。

君嶋委員 いや、実は一度も会ったことがない、見たことないというのは、確かにいいラッピングで目立つかなと思って期待はしているんですけども、実際に高速で見たことが、私も結構走っていると思うんですけども、実際一回もないというのは本当不思議になって、ちょっとお聞きしたいと思ったんで。

政策企画課長 ぜひホームページを見ていただいて、その時間を狙って高速に乗っていただくか、例えば市役所前のバス停の近くで待機していただくかで見れると思いますので、よろしくをお願いします。

君嶋委員 ぜひそうさせていただきますけれども、外の市町村のラッピング張ったのはよく見かけるんですけども、なぜ那珂市だけは見かけないのかなと本当に不思議になっちゃうんですけどもね。その辺は私もちょっと調査して見えます。

それと、17 ページ、ここで日本大学文化祭パンフレットということで、金額は1万3,000円ですけども、ここはなぜ日本大学の文化祭というのを決めたのかお伺いします。

政策企画課長 日本大学と地域活性化に関する協定を締結させていただいて、いろいろな事業、どういった事業をその協定に基づいて一緒にやっていけるかというのを協議を重ねてきました。その一つのメニューとして、学園祭の場に行って、そういった那珂市のPRをするブースを設けさせていただくというような機会も提案をしたところ、快く受けていただいたという経緯がございます。

君嶋委員 それは単年度というか、毎年やるんですか。それとも外の大学にもそういうつながりを持った営業的なものをやるんですか。その点お伺いします。

政策企画課長 外の大学云々という話は現時点では考えておりませんし、協定締結云々という話は、例えば地元の茨城大学とまだ結びきれていないというところがあって、そういったものは推進してまいりたいと思っております。日本大学の話で説明をさせていただきますと、こちら毎年やることが決定しているわけではございませんけれども、本年度も予定はさせていただいております。

企画部長 ちょっと補足させていただきますと、日本大学との連携協定でございますが、もともとのご縁のきっかけとなったのが那珂市のふるさと大使である青山教授、日本大学文理学部でコーチング、アスリートのコーチングの話ですけども、その権威であるというようなこともあって、それがご縁で、じゃ、日本大学と何か一緒にできないかなと

というようなことで連携協定を結ばせていただいたというご縁があつての日本大学だということをご認識いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

君嶋委員 わかりました。

ただ、やはりさっき課長が言ったように地元茨城大学もあるわけですから、その点でもやはりこういう事業をね、交流的なものをやっていくべきかなど。日本大学は日本大学でそういうふるさと大使とかそういう関係があつて縁ができたのだとは思いますが。やはり地元、茨城、水戸に近い茨城大学との交流というか、そういう関係も結ぶべきかなどと思いますので、その辺についてちょっとお聞きします。

政策企画課長 実はもう現時点でいろいろ協定を、協定を結ぶのかいいかどうかという話はあるんですけども、協定を結んだりとか、あと協定を結ぶ結ばないは別にしても、どういった連携ができるかというような話については協議を進めているところですので、いつとは申しあげられませんが、いい報告ができると思いますので、よろしく申し上げます。

君嶋委員 楽しみに待っています。

あともう1点、水郡線ポスター掲示ということで、これはどういう反響があつたか、ちょっとそういうのは受けているかお伺いしたいと思います。

地方創生G長 お答え申し上げます。

まず、このポスターに出ている方が、まず市内の方に取材をさせていただいている方等を出している。もう一つは、市内にありますそれぞれの施設、何かをPRさせていただいているところで、そういう市民の方から自分たちが出ていることによって那珂市を自分たちもPRできているというようなところで、まず反響のほうをいただいています。また、インパクトがある回なんかは、その電車等に乗っていただいて、見たよというようなことでもいただいているということで、少しずつ反響、PRのほうは進んでいるかというふうに思っています。

以上です。

委員長 ございませつか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、常任委員会協議・報告案件でありますデマンド交通ひまわりタクシーの域外運行実証事業についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 常任委員会資料の3ページをごらんください。

デマンド交通ひまわりタクシーの域外運行実証事業についてでございます。

まず背景ということですが。那珂市では9つの駅があり、JR水郡線と路線バスを基幹交通として、市民の足となっております。それを補完する形で、市としましてはコミュニ

ティバスやデマンドタクシーの運行を行ってまいりました。しかしながら、特にデマンドタクシーにおいて、先ほども説明させていただきましたけれども、市民の方々から、例えば時間が早く終わってしまうとか、あとは市外に行けないというのが一番大きな声だということで、そういった要望が多々寄せられてきていると。加えて、下のほうにありますけれども、茨城県央地域定住自立圏共生ビジョンにおいて、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野という分野があるんですけれども、ここで公共交通の維持・確保という事業を掲げて、その一つに構成各市町村が運営する地域公共交通の水戸市内への運行の検討を行うというふうに明確に記載されたということでございます。

何のために行うのかという目的でございますけれども、ひまわりタクシーの水戸市内への域外運行を中心とした制度内容の拡充により、市民の日常生活に必要な移動手段を維持・確保し、誰もが利用しやすく利便性の高い持続可能な地域公共交通サービスを構築するために見直しをするものでございます。

次が水戸市内での乗降場所の選定ということで、こちらの考え方としましては、利用者にとって使い勝手やタクシー事業者、周辺公共交通事業者の経営への影響、スケジュールに沿った運行が可能な距離、安全に乗降できる場所などを考慮し、市内の中心部で路線バスが頻繁に運行している場所かつ徒歩や路線バスに乗りかえるなどして水戸市内の医療機関や商業施設等に行くことができる水戸市内の公共結節点という視点で選定をしました。

結果として、水戸駅北口、こちらは降車のみになります。水戸京成百貨店、こちらは乗車、降車ともに可能であります。この2カ所を選定させていただきました。

次のページをごらんください。

制度内容拡充に伴う運行体制の案でございます。右側が見直し後の予定でございます。

利用要件は変更がございません。運行区域は那珂市内及び水戸市になります。乗降場所は水戸市の2カ所が追加になります。運行車両が今までセダン型3台、ワンボックス型が1台だったものがセダン型4台、ワンボックス型2台へと増車します。

運行日、月曜日から金曜日だったものに土曜日を追加します。運行時間、今までの1日8便だったものに12時と17時便を追加して、1日10便にします。利用料金、市内は変更がありませんが、水戸市に行く利用者については一般が600円、障がい者等と小学生が200円という設定をするという見直しを行いたいと考えております。

参考でありますけれども、航空写真がついております。水戸市駅北口と京成百貨店は乗降場所が2カ所印がついておりますが、こちらに設定をして運行していきたいということでございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

助川委員 これ乗降とも両方できるのが水戸京成百貨店のところということなんだけれども、この辺が一番利用するにあたって、また乗りかえ等考えた場合には利用しやすいというようなことで設定されたんですか。何か外に理由があったんですか。

政策企画課長 京成百貨店を設定した一番の理由は、京成百貨店前に路線バスのバス停がございます。ここは水戸市内ほどこも網羅するように、広い方面にわたってそのバス停から路線が伸びているということなんで、ここにおりていただいた方は、その路線バスを利用していろいろなところに移動ができるということで、この場所を選定させていただきました。

委員長 よろしいですか。

助川委員 そうしますと、途中でおりたいという場合には、それも可能なんですか、これ。

政策企画課長 当然、水戸市のこの2カ所に向かう途中の那珂市内であれば、設定した乗降場所でおられますけれども、水戸市に入ってしまった際、ここに至るまでの途中の水戸市内のどこかでおられることはできません。あくまでもこの2カ所のみがおられる場所になります。

助川委員 そうすると、利用者に関しては年代的にやっぱりある程度高齢の方が多くなることが予想されると思うんだけれども、そういう方が、うちのほうからだけを考えた場合には、途中の病院とか買い物等も含めて、利用者の行きたい場所にとというのはちょっと何か利用しづらいような感覚を持たれるんじゃないかと思うんだけれども。これは、やっぱりこういうものを組み立てるときに公共交通の申請とか、その含めて箇所数とかそういうのが限定されなければならないというようなことになっているの。

政策企画課長 当然選定するにあたっては、那珂市民が水戸市方面に向かうときに、どういった場所が一番利用されるのかという話を考えた際に、一番多いのは病院だと、医療機関だというのは重々承知しているところでございます。ですが、なかなか医療機関そのものを乗降場所に選定できないというのは、先ほど資料で説明させていただきました乗降場所の選定の鍵括弧の2番目ですね、タクシー事業者、周辺公共交通事業者の経営への影響、つまり民間の公共交通事業者の経営を圧迫するような制度設計というのは基本的にはできないことになっております。ですので、特にタクシー事業者にとって一番のお客さんは病院に行くお客さんだというふう聞いております。そういったことも含めて、病院等に直接乗り入れるという設定はできないということをご理解いただければと思います。

助川委員 そうしますと、あくまでも民間事業者の経営に関しては圧迫することのないように、そしてまた利用者が一番利用しやすいような、利用しやすい場所の選定を最優先して考えて、そこで落ちつかせなければならないということのもとにこの場所にされたということになるわけですか。

政策企画課長 そのとおりでございます。

助川委員 なるほどね。

委員長 外にございませんか。

勝村委員 これは水戸へ向かうのは、この8時からずうっと1日10便がありますけれども、
これ全部で対応するんですか、この時間で。

政策企画課長 全ての時間で可能でございます。

勝村委員 それと、ちょっと気になったのが京成百貨店のところ、ここは駐車できるのかな、
ちょっと広がっていたかな。

政策企画課長 その辺は現場も確認した上で設定をさせていただいております。

委員長 いいですか、よろしいですか。

ございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午後1時31分)

再開(午後1時33分)

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席をいたしました。

議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明を願います。

市民協働課長 市民協働課課長の玉川でございます。外3名が出席しております。よろしくお
願いいたします。

それでは、決算書の78ページをお開き願います。

款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

中段でございます。

2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費、支出済額2億2,481万8,856円、
翌年度繰越額1,941万9,000円になります。こちらの繰越額につきましては、額田コ
ミュニティ広場整備事業の工事請負費のほうを平成30年度への繰越明許費としたものでご
ざいます。不用額の主なものでございますが、市民協働課は所管する施設が多くござい
ます。需要費では光熱水費の残額、役務費では各種保守点検料の残額、委託料では施設
管理委託料の残額となっております。

続きまして、86ページをお開き願います。

中段になります。

2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費でございます。支出済額287
万800円でございます。不用額の主なものでございますが、需要費での印刷製本費の残

額でございます。

続きまして、次の段になります。

2款総務費、1項総務管理費、9目国際市民交流費、支出済額 893 万 8,609 円でございます。不用額の主なものでございますが、委託料におきまして、国際交流推進事業の中学生交換交流の経費が安く済んだことにより生じた残金となっております。

続きまして、92 ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、支出済額 3,839 万 2,892 円でございます。この目で市民協働課が所管いたしますのは、95 ページの空き家バンク運営事業、ふれあいパーティー開催支援事業の2事業になります。支出済額でございますが、空き家バンク運営事業が 121 万 9,799 円、ふれあいパーティー開催支援事業が 52 万 9,484 円でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、常任委員会協議・報告案件であります四中学区コミュニティセンター建設委員会の設置についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

市民協働課長 常任委員会資料の5ページをお開き願います。

四中学区コミュニティセンター建設委員会の設置についてご説明をいたします。

これまでの経緯でございます。

四中学区コミュニティセンターにつきましては、総合計画に整備するものとして位置づけられていることから、平成 28 年度に菅谷地区まちづくり委員会と菅谷地区自治会の代表により検討委員会を組織し、建設候補地の検討を中心に進めてきたところでございます。

次に、建設委員会の設置でございます。

本年の6月 22 日に第7回目の検討委員会を開催し、今後は菅谷地区のPTAの代表及び市関係団体の代表にも加わっていただき、検討を進めることで意見がまとまったことから、改めて建設委員会を設置する運びとなったところでございます。

構成委員につきましては、次のページ、6ページの四中学区コミュニティセンター建設委員会設置要項第3条により構成してございます。

戻っていただきまして、最後に今後の建設事業の予定でございます。主なもののみを記載させていただいております。

建設委員会につきましては、第1回目を今月中に開催する予定でございます。その後、委員会の中で最終候補地の選定を行い、庁議において正式に建設地の決定をしたいということで考えてございます。平成30年度、今年度につきましては、なんとかここまでは進めたいということで考えておりますけれども、地権者の同意をいただく必要もあることから、おくれる可能性も十分考えられます。現時点での目標ということでご理解いただければと思います。

その後につきましては、記載のとおり進めていく予定となっております。

なお、建設委員会の決定を含め進捗状況につきましては、逐次この常任委員会で説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

6ページ、7ページにつきましては、先ほども少し触れさせていただきました建設委員会の設置要項となっております。後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

助川委員 これは建設地の関係地権者数というのはどのぐらいおられるんですかね。それから、工事完了予定、そしてまた供用開始の年度等はどのぐらいを想定しておられるのかお伺いします。

市民協働課長 まず、正式に候補地はこれから決めることになりますので、地権者数もその候補地によって人数が違ってございます。なので、まず建設委員会の中でそういった優先順位を決めまして、それで地権者のほうにあたりたいというふうには考えてございます。

あと、建設計画でございますが、順調にいけば平成35年中ぐらいになればということで今のところ考えてございます。

以上でございます。

助川委員 候補地は何カ所あるんですか、今。

市民協働課長 現在、四中学区地内において、今のところ検討委員会の中では3カ所ほど候補地が出てございます。

以上でございます。

助川委員 その面積というのはほぼ3カ所とも同じぐらいの面積をくくって検討するということですか。

市民協働課長 面積につきましては、3カ所ともとりあえず従来のコミュニティセンターの敷地として利用していたほぼ同じぐらいの面積、もしくはそれよりも多い面積ということで候補地となっております。

委員長 よろしいですか。

助川委員 これ四中学区といいますと、人口も一番密集している地域でしょうし、そしてまた土地の値段なんかも那珂市内である程度の金額が高いほうの金額になっていくと思うん

だけれども、土地は買収ですか、それとも賃貸ですか。

市民協働課長 土地のほうは買収で考えてございます。

助川委員 3候補地とも全て民地。

市民協働課長 おっしゃるとおりでございます。

助川委員 それぞれ買収となった場合には、3候補地とも同じぐらいの金額が想定されているということですか、買収金額は。

市民協働課長 買収金額は、候補地から最終的に建設地を決めた後、不動産鑑定をし用地取得審査会で金額を決定すると考えてございます。

助川委員 まだわからない。

市民協働課長 今のところ、そこは地目によっても違いますので、うちのほうでもまだ把握はしてございません。

委員長 外ございませんか。

笹島委員 候補地は何候補地上がっているのかとか、聞いたのか、それは。それとあと、今言っていた平米数は1万平米でしたか、それ以上でしたか。9,000平米かな。

市民協働課長 候補地のほうは、先ほども助川委員の質問のほうでお答えさせていただきましただけども、前段の検討委員会の中では3カ所ほど候補が上がってございます。面積につきましては、従来のコミセンと同じ規模、おっしゃられた1万平米程度のところもございまして、それよりも広い場所もございまして、

以上でございます。

笹島委員 助川委員がお話ししたとおり、今言っていた、なかなか市街化区域なんでね、買収というのは多大な金額が必要だと思うんですけども、中には賃貸で、借地で貸してもいいというようなところも出ているんですけども、あくまでも買収のほうでいくあれかな。

市民協働課長 今のところ買収ということで進めたいと考えてございます。

笹島委員 その3カ所というのは今わかりますか、具体的に。

市民協働課長 まず一つが旧道のかわねやの東側になります。もう一カ所が菅谷小学校の東側、もう一つが菅谷の東組内の山林という3カ所でございます。

笹島委員 そうすると、一応、四中学区といえども非常に広いエリアになるわけですから、例えば堀ノ内まで行かないのかな、仲の内とか中宿とか、上の町、上宿のほう、一の関とかね、東組とか鷺内とか、そのエリアの中だから、やはりなかなか選定するというのは、ある程度、俺のところであれしてくれという要望も結構多いんですか、それは。

市民協働課長 この候補地につきましては、基本的に菅谷の自治会の代表の方だったり、まちづくり委員会の方から情報提供をいただいて、候補地としてございます。やはり市街化区域になりますので、ある程度まとまった土地といってもなかなかないのが現状でございます。

笹島委員 これからの予定はこういうふうに書いてありますけれども、建築可能な時期というのはいつごろで、完成予定というのは、大体構想は練っているんですか。

市民協働課長 今年度中になんとか用地のほうを決めさせていただきたいなということで進めてはございます。供用開始につきましては、現時点では平成 35 年度中を目指すという計画になってございます。

笹島委員 平成 35 年、あと 5 年もかかっちゃうわけかな。もっとあれしないと、やっぱり平成 33 年くらいにしないとどうなんですか。前からやっぱり要望していたことなんですね。

市民協働課長 委員のご要望、地元のご要望もございますが、まず用地を決定して、その後用地の測量、その後基本設計というスケジュール、供用開始までは建設工事も 1 年近くかかりますので、平成 35 年というのが今のところの目指しているところでございます。

笹島委員 そうすると、用地買収費、それから建設費、どの程度の予算を考えているのかな。

市民協働課長 概算ではございますが、10 億前後になるのかなということで考えてございます。

笹島委員 借地でもいいんじゃないかなと思うんですよね、それだけのあれだったら。大体坪 300 円とか何かで貸してくれるところが多いもんだからという、そういうあれはないんですか。わざわざこれ 10 億はちょっとすごい金額ですよ。ほとんど土地代で占めちゃうんでしょう、これ。

副市長 これ借地のほうがいいという笹島委員のお話ですけども、これは最終的に起債を借ります。起債を借りるとなると、やはりそれを 20 年ないしで返していきますと、用地買収したほうが基本的には有利だと。借地で払っていくと、もうずっとそれで借地料を払うということは、基本的には市でやる建物は、もう半永久的な建物だというふうに考えていますので、財政上の基本的な考えというのは、やはり買収で事業を進めるというのが基本だと思います。

笹島委員 起債を起こすと、借金をしていくという形をとると。30 年くらいのあれかな、20 年ですか。それだけ負担もかかるけれどもね。これから、じゃ、外のそういう箱物はなかなかつくる予定はないから、これに集中していくということなんでしょうけれども、市街化区域に対してはね。いや、コミュニティセンターは。市街化区域の中で、今コミュニティセンターというのは、これ四中学区で 1 つですよ。あとは中央公民館しかないでしょう。大体人口の半分近くが菅谷にいるわけだから。また俺んちのほうもコミュニティセンターをつくってくれと。要するにその需要が多いわけですよ、それだけの市街化区域という。人数も多いし、これから高齢化社会にぶつかっていくわけで。いろんな高齢者の、今言っていたよりどころ、そういう活動の場ということが欲しくなってくると思うんだよね。そうすると、四中学区というのはあくまでも、どちらかという東組寄りのあれなわけで。今度、旧市街地、旧太田街道あたりのあたりの人たちも、俺のほうもコミュニティセンターをつくってくれよという話がないわけじゃないだけ

ども、そういうことを言っている人も結構いるんですよ。先のことだからいいですけども。

副市長 基本的にコミュニティセンターは中学校単位につくるということで、もう以前からそういうふうに決定しておりますので、その後にもう一度、旧街道沿いにもう一つつくるかという話は、今の段階では全く考えてございませんので。まずは四中コミセンをつくるということでご理解をいただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

(なし)

委員長 以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 50 分）

再開（午後 1 時 51 分）

委員長 再開いたします。

市民課が出席をいたしました。

議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分の説明を願います。

市民課長 市民課長の関です。外 3 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の 96 ページをお開き願います。

款項目、支出済額の順でご説明いたします。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、支出済額 1 億 82 万 3,911 円でございます。

98 ページをお開き願います。

2 目一般旅券発給費、支出済額 247 万 7,121 円。こちらはパスポート申請の受け付け交付でございます。不用額のうち主なものは 19 節の負担金、補助及び交付金 174 万 2,478 円でございます。理由といたしましては、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの交付枚数が国の想定よりも少ないことから不用額となっております。

続きまして、136 ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、支出済額 1 億 607 万 9,545 円でございます。市民課の所管事業といたしましては、139 ページをお開き願います。

備考欄の上から 2 番目の事業をごらんください。

聖苑管理事業 907 万 8,554 円でございます。不用額のうち主なものといたしましては、12 節の役務費 31 万 7,982 円でございます。理由といたしましては、各種設備保守点検の入札差金でございます。

続きまして、聖苑運営事業 4,811 万 4,765 円でございます。不用額のうち主なものと

いたしましては、11 節の需要費 169 万 5,704 円でございます。理由といたしましては、昨年度は灯油及び電気料が低位で安定していたことによるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 さっきちらっと言ったので、マイナンバーカードの交付が少ないのかなという話ですか。

市民課長 マイナンバーカードの交付は国の想定よりも少ないということでございます。

笹島委員 どのくらい想定よりも少ないの。

市民課長 国の想定では 3,000 万枚、全国で交付を予定しておるんですけども、7 月末現在で 1,486 万枚ということになっております。

笹島委員 我々マイナンバーカードは持っていない人も結構多いと思うんで、マイナンバー自体のシステムはそのまま広がっていくんだよね。

市民課長 今後もマイナンバーカードはどんどん広まるような形で私たちも努力していきたいというふうに思っております。

笹島委員 そうすると、今までの住基ネットカードでしたか、どういう区別していくの、あれは。

市民課長 住基ネットの住基カードにつきましては、現在もう交付しておりませんので、有効期限が切れるまでは使うことができます。

笹島委員 ちょっと私、素人でわからないんですけども、マイナンバーカードのシステムと住基ネットワークのシステムというのは同じなんでしょう。

市民課長 マイナンバーのシステムというのは、住基ネットのシステムの上にでき上がっております。

笹島委員 そうすると、それが基本だから、別にカード云々なんていうのよりも住基カードを持っていることが身分証明書になるよね。それがやっぱりなかなか周知徹底していないのかな。やっぱりほら、免許証も持っていない、保険証も持っていない、今言ったマイナンバーカード、写真つきだからね、パスポートも持っていないという方には必要不可欠なものだと思うんですけども。それは国のあれがもう少しやればいいのか。市町村じゃないんでしょう。

市民課長 マイナンバーカードなんですけれども、先ほど委員さんおっしゃったように必要不可欠なものでは今のところないんで、なかなか普及しないということが現状でございます。もちろんマイナンバーというのは必要不可欠なんですけれども、マイナンバーカードというのはプラスチックの本人確認ができるカードになっておりまして、こちらについては希望がある方に交付しているということになっております。

笹島委員 今の現在、何年前でしたか、2年前から始まって、まだ半分に満たないという国のあれですよ。そうすると、国が悪いか、そういうふうにしていて、周知徹底していないというのは。市町村じゃないよね。これほとんど国庫補助金でやっているんですよ、これは。

市民課長 マイナンバーカードの作成については、全部国の補助でできております。やはりマイナンバーカードの使い道が今のところ限定されておりますので、なかなか普及が進んでいないというようなことが現状です。

委員長 外にございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

再開を14時10分といたします。

休憩（午後2時00分）

再開（午後2時10分）

委員長 再開いたします。

先ほど瓜連支所のほうの説明が少し不足がありましたので、もう一度説明のほうをよろしく願いいたします。

瓜連支所長 先ほどは大変失礼いたしました。

決算書の91ページをお開きください。

先ほど需要額の不用額99万479円についてのご説明をいたします。

光熱水費の中には電気料及び上下水道料がありまして、電気料につきましては平成28年度、平成29年度を比較いたしますと42万9,369円、6.9%の増となっております。上下水道料につきましては8万6,832円、14.2%の増ということで、平成28年度と光熱水費を比較しますと51万6,201円の増となっております。

各月の電気料の推移を見ますと、8月と、あと冬場の12月、1月、2月が高額になっておりますので、これらにつきましては天候等の関係があるのではないかと推測されます。

以上でございます。

委員長 ありますか、何か。

笹島委員 それはあれですか、夏場がエアコンを使うから上がって、それで冬場も暖房使うから上がるという、そういう状況で、フラットに直して年間にすれば上がったという、そういう単純なものですか。

瓜連支所長 委員のおっしゃるとおり、そういう天候の関係で上がったものと推測されます。

笹島委員 今電気料金云々と競争になっているでしょう、ある程度のパックとか何かになってね。そういうもので電気料金が下がっていると思ったんですけども、そういうことを

応用はしていないのかな。

瓜連支所長 単価につきましては、調べましたところ、さほど、平成 28 年度、平成 29 年度、
変ってはいません。

笹島委員 ちょっと質問と答えが全然違うんだけども。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2 時 14 分）

再開（午後 2 時 16 分）

委員長 再開します。

環境課が出席していますので、そっこのほうにいきたいと思います。

議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といた
します。

まず、一般会計の所管部分について説明を願います。

環境課長 環境課長の太田でございます。外 2 名の職員が出席しております。よろしくお願
いいたします。

では、座って説明させていただきます。

決算書の 136 ページをお開き願います。

款項目、支出済額の順に読み上げてまいります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 1 億 607 万 9,545 円。そのうち環境審
議会事業、衛生害虫等対策事業、狂犬病予防事業、環境保全対策事業、続きまして、139
ページをお願いいたします。真ん中よりやや下になります。環境活動啓発事業、P C B
汚染物対策事業の以上 6 事業が総額 2,066 万 1,464 円が環境課で所管する事業となっ
ております。

続きまして、左側の 138 ページの下段にお戻りください。

2 項清掃費、140 ページをお願いいたします。上段になります。1 目清掃総務費 4 億
7,924 万 7,069 円でございます。

続きまして、また左側になります。

同じく 2 目一般廃棄物処理事業費 1 億 160 万 1,153 円でございます。

続きまして、164 ページをお開き願います。

6 款商工費、1 項商工費、4 目消費者行政推進費 425 万 7,360 円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これは清掃費は、全部の公共施設のほうでやっているんだよね、141 ページね、4
億 7,900 万。

環境課長 4億7,900万につきましては、清掃事務費、またゴミ啓発等推進事業、大宮環整組合の負担金ということで、こちらの金額になってございます。

笹島委員 大宮環境に入って、ミスしちゃった。今勘違いしました。すみません。

委員長 よろしいですか。

外ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、平成29年度那珂市公園墓地事業特別会計決算について、まず歳入について説明を願います。

環境課長 それでは、320ページをお開き願います。

那珂市公園墓地事業特別会計の歳入の部でございます。款項目、収入済額の順に読み上げてまいります。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目墓地使用料475万円でございます。2項手数料、1目墓地手数料6,600円でございます。

2款管理料、1項管理料、1目墓地管理料478万80円でございます。収入未済額が1万7,280円でございます。こちらにつきましては、平成28年度分の管理料が1名分2,700円、平成29年度分の4名分で1万4,580円が未納となっております。そのうち平成29年度分の1名を除きまして、今年の6月に納入をしていただいております。残り1名の方につきましても、まだ未納になってございますので、今後も引き続き連絡等をいたしまして、納付をしていただけるように協力を求めていくつもりでございます。

続きまして、3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金ゼロ円でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金219万427円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について説明を願います。

環境課長 歳出の部でございます。款項目、支出済の順に読み上げてまいります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費334万1,795円。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金540万円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 これ公園墓地は富士霊園、福ヶ平霊園2つ合せての数字なんでしょう、これ。

環境課長 そうでございます。

助川委員 残区画はそれぞれ何区画ぐらいずつあるんですか。

環境課長 福ヶ平霊園が176区画でございます。富士霊園のほうが113区画となっております。

助川委員 霊園ですから、営業活動というわけにはいかないんでしょうけれども、年々、年間にどのぐらいずつ区画の販売はされているんですかね。

環境課長補佐 多くて20件ぐらいになります。年間通すと、平均すると大体16件程度の区画が出ております。

助川委員 両方でですか、福ヶ平、富士霊園両方で。

環境課長補佐 はい、両方ででございます。

助川委員 その推移はあれですか、ここ何年間かそのぐらいの基数が数字としてあらわれている状況ですかね。

環境課長補佐 その年度によって件数が多少あるんですけれども、欲しい人によっては南向きのときにどうしても欲しいと。その順番が来るまで待っているという方がどうしてもいらっしゃいますので、そのパターンで波があるようでございます。

助川委員 そうすると、あとどのぐらいの年月でこれは、大体の区画割は終了という形になりますか。

環境課長補佐 残基数から想定しますと、20年から25年ぐらいでなくなるような感じで見込んでおります。

助川委員 時代のそういう趨勢というか傾向がいろいろ多岐にわたる、お葬式の仕方とか、あとお葬式に関してはそれぞれ変ってきているようで、墓地を要らない方なんかもおられるようでして、そういうことから、今後これ、この数字がずうっとある程度大体同じぐらいの数字でこなされて区画割がなくなるというようなことが想定できなくなっちゃうというような感じもするんですけども、その辺のところの社会情勢をどのように考えていますか。

環境課長補佐 特に墓じまいとかを想定されている方も話はよく聞くところでございます。近隣市町村では大洗町、あと水戸市なんかでは合葬墓地と言いまして、お寺さんで言うところの永代供養、そういうふうな施設を設けてやっているところもございますので、今後はそちらのほうも考えながらちょっと計画的に墓地の計画を練っていきたいとは考えております。

委員長 外にございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、調査事項についてを議題といたします。

当委員会では、太陽光発電施設設置時の指導等についてを調査テーマとし、条例や指導要綱等の調査研究を行っていますが、本日は那珂市での太陽光発電施設の設置状況、太陽光発電施設設置時の指導や手続について、条例や要綱などの制定について執行部に説明をお願いしてありますので、まずはその説明をしていただき、その後、質疑や意見交換を行いたいと思います。

それでは、執行部から説明をお願いしたいと思いますが、6月の定例会で寺門議員がこのことについて質問されております。太陽光発電についての一般質問の中では条例の制定について検討するような答弁もありましたので、その件について特に詳しく説明をいただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

環境課長 3つほどございましたが、1つは太陽光発電施設の設置状況についてということでございます。

現在、那珂市での設置状況につきましては、市の第2回の定例会の寺門議員の一般質問で答弁しておりますが平成30年度で、1月1日現在でございますが、市全体で215件の施設が設置されているというような状況でございます。

また、太陽光発電施設に対しまして、市民からの問い合わせ等の状況につきましては、設置に対しての市民からの苦情でございます。平成29年度の状況といたしましては7件の苦情がございました。内容といたしましては、草の繁茂が大半で、管理者に連絡をいたしまして、除草等が行われているというような状況でございます。

また、平成30年度の8月末現在になりますが、8件のやはり苦情ということで、平成29年度と同様の草の繁茂ということでございまして、こちらのほうも管理者に連絡をいたしまして、除草等が行われているというような状況でございます。

2つといたしまして、太陽光発電施設時の指導や手続についてということでございますが、ご存じとは思いますが、FIT法につきましては、再生可能エネルギーの固定買い取り制度のこととございまして、発電された電気を一定の期間一定の価格で買い取ることを国が約束するものでございます。平成29年4月に法が改正されまして、設置の認定から事業認定と変更がされてございます。事業が円滑にかつ確実に実施されるよう事業性の基準が加えられております。

市の窓口での受け付けにつきましては、県のガイドラインに沿って対応しているというような状況とございまして、ガイドラインの概要書の提出につきましては、50キロワット以上のもとなつてございまして、相談の受け付け、概要書の受け付け時に、提出時期にまた確認チェックリストを用いまして、点検や相談を受け付けております。具体的には関係法令の遵守と地元関係者への説明のある、なし、設置するのに適当でないエリアの確認などをしております。

農地法の農業振興地域整備に関する法律、森林法、河川法、都市計画法等々の法令や外にも生活環境、景観、防災等への影響など、十分に検討、調整をしていただいて提出するように説明や受け付けをしてございます。

50 キロワットに満たない事業につきましても、50 キロワット以上の事業者と同じように対応しております、同じような書類等の提出をお願いをしているところがございます。

3つ目といたしまして、条例や要綱などの制定につきましては、現在、他市町村の条例や要綱等について調査研究をしております、他市町村の条例には、大きく分けまして2つの目的でつくられている状況となっております、1つは太陽光発電施設の設置状況の自然環境、景観、居住環境との調和を図るものと、もう一つは、適切に運用し、将来的に大量に発生する廃棄物への対応、また施設の適正管理を目的としているものがあります。

当市につきましては、施設を設置した後の適正な維持管理、撤去と廃棄に重点を置いたものを考えていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

それでは、何か確認したいことや意見などがございましたらお願いしたいと思います。

助川委員 これ施設の設置という場合に、市町村との事前協議ということで、市ではつくりたいというような形で申出書等が市のほうに提出された時点で、どのようなものをクリアすれば設置できますよという形の、現時点でそういう指導等はできる対応になっているんですか。

環境課長補佐 太陽光設備につきましては、市のほうに申請をするということではありませんで、国の認可をとるという作業になります。

本日お配りしている資料がございます。2枚目のところにフローチャートをつけてございます。左側、通常の手続のフロー、こちらがその認可をとるまでのフローになります。

こちらでは、認可をとる前に東京電力とか電力会社と契約を結ばないと認可がとれないことになっております。右側の本ガイドライン、県のガイドラインでは、まず最初に地域の設置する適当でないエリア、まずこれを最初に確認した後に事業を進めるようにということで指導助言となっております。

その後、四角の下に①とありまして、市町村との事前協議、こちらは市町村に各法令等がございますので、そちらの法令の確認。市町村以外にも県とかその外の部署で確認を事前協議としてくださいというものがございます。

それとあわせまして、地域の理解促進ということで、地域の方に説明をしてください。苦情とか懸念事項とかがあれば、それに対応するような形で、必要に応じて合意書、協定書を作成しなさいというふうな指導でございます。

③番としましては、施工にあたって配慮すべき事項として、環境への配慮、景観への配慮と、ポイントとしては5つのポイントについて配慮してください、施工にあたってはしてくださいということで、指導の対象となっております。

助川委員 これ50キロワットの電力量を発電するにはどのぐらいの面積があれば50キロワット以上の電力が供給できるようになるんですかね。

環境課長 1,000平米程度の面積が必要となっております。

助川委員 これさらに市町村と事前協議の前に地域への理解促進ということで、地域の皆さん方とのトラブル等起きないようにだろうと思えますけれども、これ隣接の方々の同意などは、これ事業概要書を提出するときにもう既にとらなくちゃならないということなのかな。

環境課長補佐 事業概要書の時点ではまだとるということではございません。太陽光発電を設置するということの同意というよりは、その土地、例えば農地であれば農地法とか、都市計画法とかございますので、そちらの土地利用に対しての隣接地の同意とかということであれば、同意が必要になってくると思います。

以上です。

助川委員 そうしますと、50キロワットを発電できるような面積のものをつくることを想定して、事業者が提出の段階では隣接の方々の同意は必要としないで、それを提出された時点で市町村、那珂市の担当部署でこれ提出されたときには、どういうことをその業者さんをお願いするというか、そういう手順を指導される形になるんですか。

環境課長補佐 今見ていただいているフローチャートの一番下のところに資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインというものがございます。これについては、FIT法の指導要綱的な位置づけになってございますので、こちらの中で、この県のガイドラインと同じようなことが既にうたわれておまして、こちらのほうを遵守しないと発電者は発電の停止までされてしまうというふうな流れになってございますので、こちらの国のガイドラインにも同じように地元の同意をとりなさいというのは載ってございますので、国の指導と、あと県のガイドラインに基づいた市の指導としてやっております。地元地域への促進の状況を確認するのは、那珂市でもやっております。内容としましては、説明会をやったのかとか、用地の確認したときに事業内容を説明してくださいという話を資料を配るときにしていますので、そちらが出されているかどうかを書面でいただくようにしています。

助川委員 うちのほうでもこれからそういう事業が想定されているお話を聞いているんですけども、隣接の方々は困るというようなことで、トラブルが発生することが想定されるんだけど、そういう話し合いにおいてご同意をいただかないと事業として進められないということもあり得るのかな、やっぱり。

環境課長補佐 実際にFIT法自体では同意が必要であるとは明確にはうたわれていない、努

力義務的なところがございます。

助川委員 市のほうで事前協議をするという場合に、これ2つ目の黒い丸のところにあるますよね、市町村との事前協議、要望書を提出する時点でということですけども、市のほうの指導はどういったことを具体的に事業者さんに指導をするわけなんですかね。

環境課長補佐 大きく分けると6つのポイントがございます。太陽光発電施設の適正な設置・管理に資するガイドラインに基づいてしておりますので、設置に適当でないエリア、こちらにつきましては、自然公園法とか農地法など、18の法律に係る設置をしてはだめですよという土地、これを確認してくださいという指導をします。

2つ目としましては、関係部署との事前協議の指導。こちらは県や市の関係部署について、農地法をはじめとする38の関係法令、条例、ガイドラインについて確認するように、必要に応じては許可を取得すると。全ての関係部署に事前協議をするよう指導をしております。

3つとしましては、地域理解の促進です。計画周辺の住民、企業等の地元関係者、こちらは説明の内容、説明の方法などの助言になります。こちらは工事着工前に事業概要書及び施工、維持管理、撤去、廃棄の計画について、地元関係者に説明をして理解を得た上で事業を進めるように助言をしております。

4つ目でございますが、設置にあたって配慮すべき事項への対応、生活環境の配慮、景観への配慮、防災・安全の配慮、市街地に設置する場合の配慮、あと緊急時の連絡先の表示などの指導をしております。

5つ目としましては、適正な維持管理及び撤去、廃棄についての計画をすることの指導でございます。太陽光発電施設の敷地の適切な維持管理、周辺環境への対応、災害発生時の対応と、どうするのかというところの指導をしております。

6つ目に撤去、廃棄について環境省、こちらの太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、こちらに基づき適正な処理をするように指導しております。

以上です。

助川委員 施行にあたって配慮すべき事項といっても、生活環境、あるいは景観、あるいは防災、安全対策などに配慮すべきと言ったって、きちんと細かく具体的に文言で示さなければ、どこでその景観上問題ないのかあるのかということの判定もね、これは人によって捉え方によりますし、片や景観に異常ないでしょうと言われても、こちらから、地元の皆さんから言わせれば、そういったものは景観上まずいというようなことの判定を下す時点で、文言できちっと決まっていないと、言葉のやりとりだけのトラブルというか、そういうものが起きちゃうと思うんで。これは早急に条例作成に向けて、もう待たないとか、手をつけていただいて、事業にその条例の発行に向けてお願いせざるを得ないと思うんですが、担当部署ではどのように考えていますか、その辺。

環境課長補佐 今年6月の議会で一般質問におきまして、検討すべき時期であるというお答え

をしてございます。

まず検討するにあたりましては、条例がそもそも必要なのかという必要性、条例じゃなくて指導要綱ではだめなのかという代替性、あと、早急に必要な明確な理由は何かというところの緊急性、さらには条例を制定した後の実行が可能なのかという実行性について検討しているところでございます。

現在は、直接的に市が持っている条例、要綱、ガイドライン等はございませんので、市としてもその辺危惧するところではございますので、何かの形として条例、もしくは要綱のほうを整理していきたいとは考えてございます。

委員長 外にございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 外に意見はないようですので、質疑、意見交換はこれで終結したいと思います。

ただいま説明がありましたけれども、太陽光発電について、私がちょっとあれなんですけれども、なかなかこの那珂市において、結構地元の苦情とかなんかも7件、8件とかあるということなんですけれども、あくまで指導というような形だと思うんですけれどもね、地域の説明とか苦情、懸念、要望とか、こういうことがありますけれども、これは大体設置業者というのは、50 キロワット以下でやっている人は、地域の人に説明なかなかさっているんですかね。

環境課長補佐 問い合せ等でたまにございますのが、太陽光の業者がうちに来たんですけれども、この業者は届け出出ていますかというふうな内容のお話をいただくことがあります。業者は、先にちょっとできるかどうかの雰囲気をつかんでから来ることもございますので、その出されたタイミングとずれちゃうときはどうしてもございますので、その辺がちょっと難しいところでございます。

委員長 それとですね、那珂市も物すごく小さいのがあちこちに建っているんですよ、太陽光が。あれ地元の人がやっているんじゃなくて、外から来た業者が土地を借りてやっている方が多いんですか。

環境課長補佐 大きいものはもちろん業者が絡んでいるところでございます。ですけれども、結構小さい、庭先でやっている方もございまして、そういう方も結構ございます。割合的には、正確なところではないんですけれども、20%ぐらいは個人の方なのかなという印象を受けております。

委員長 ということは、かなりの人が外から来てやっている方が多いということですね。

環境課長補佐 はい、そのとおりでございます。

委員長 わかりました。

今いろいろと説明があったわけですが、これについて、この今の説明を参考にしながら、次回の委員会で太陽光発電の指導等についてまとめていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 じゃ、そういうことで次回にまたこの説明を聞きながら、委員会としてまとめていきたいと思います。そういうことでよろしく願います。

きょうは本当に環境課の皆さん、ありがとうございました。お世話になりました。
暫時休憩いたします。

休憩 (午後 2 時 50 分)

再開 (午後 2 時 55 分)

委員長 再開いたします。

防災課が出席いたしました。

議案第 58 号 防災情報システム整備事業に係る契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

防災課長 防災課、桧山と申します。外 3 名が出席しております。どうぞよろしく願います。

着座にて失礼します。

では、議案書の 33 ページをお開き願います。

よろしいでしょうか。

では、議案第 58 号 防災情報システム整備事業に係る契約の締結についてでございます。

これにつきましては、建設工事請負及び備品購入の契約について、予定価格が地方自治法及び市条例に規定される議会の議決に付すべき額以上になりますので、今回規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

下記でございます。

まず 1、契約の目的、事業でございます。防災事業システム整備事業でございます。

契約の方法、公募型プロポーザルによりまして、その業者と随意契約ということになっております。

契約金額でございます。11 億 6,079 万 3,720 円でございます。

契約の相手方、日立国際電気・建設技術研究所特定建設工事共同企業体でございます。

提案理由でございますが、総務省による無線整備の規格変更等によりまして、現行防災行政無線の変更整備を行うにあたりまして、建設工事請負及び備品購入について契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

説明資料になります。

まず、金額につきましては、今申しあげましたように 11 億からの金額でございます。

契約の内容でございます。大きく 3 つに分かれまして、工事請負に係るもの、そして備

品購入に係るもの、委託に係るもの、3つに分かれておりまして、まず工事請負に係るものでございます。こちらの部分、6億2,771万6,520円でございます、こちら規定されています1億5,000万円以上となりますので、議決が必要になるものでございます。

概要といたしまして、まず、防災無線システムの親局を1つ、そして遠隔操作設備といたしまして消防本部に1つ、そして可搬式と言いまして、移動ができるものを1つ、これを予備に持つというところでございます。

屋外子局更新でございますが、これが地区が105局になりまして、このうち427台のスピーカーを交換・設置いたします。

その下、再送信号子局設置ということで4局、これは今までの旧型のシステムにはございませんでしたが、これにつきましては4局、これは届かないエリアが発生する場合、その中継局として設置するものでございます。

その下、防災アプリ設備、これに関しましては、新しく、今までありませんでしたが、アプリを整備いたして、登録者には情報を配信するというようなシステムが入ってきます。

最後に、電話連携用設備ということで、こちらは一度聞き漏らした防災無線の内容を電話をかけることによりまして全く同じものをもう一度聞くことができるというようなものでございます。

その下、備品購入に係るものでございます。こちらに関しては金額5億2,704万円。こちらに関しましては、戸別受信機2万4,000台を整備するものでございまして、これも2,000万円を超えますので、議決を要するものというところでございます。

最後、委託に係るものというところで、これが603万7,200円。これに関しましては、実施設計等ございまして、電波伝達調査等を実施するというところでございます。

施工期間でございますが、本年度より3カ年、平成33年の3月までで整備する予定でございまして。こちら3年の継続費で組んでおります。

プロポーザル審査日といたしまして、既に平成30年8月3日に実施をして選定業者が決定しておるというところでございます。

この防災無線局は、電波法において簡易無線局に該当いたしまして、こちらのアナログ方式の周波数が2022年、平成で言いますと34年の11月30日までしかアナログの回線が使えませんが、今回デジタル化というところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 これ今までの防災無線機は廃棄なんですか、今までの。

防災課長 新しく全部更新されます。

助川委員 そうしますと、各家庭に今までお配りされているのは全て廃棄、個人に負担で廃棄になるわけなのかな。

防災課長 これは一般の市民の方に市からお貸ししているものなので、回収して新しいものをまたお貸しするというような形になります。

君嶋委員 そうすると、うちのほうは遠い場所なんでアンテナをつけていますけれども、アンテナ工事も全部、新しくそのアンテナも取りかえ。

防災課長 おっしゃるとおりでございます。全部、それも含めて新しく、全戸が聞こえるような形で工事のほうを進めるというようなことでございます。

君嶋委員 そうすると、今立っている外の電柱とかね、あれも場所は変わらない、それとも場所も変えて建てかえるんですか、その点について。

防災課長 基本的には変わらないように実施する予定でございますが、場合によっては、まれに変更になる場合もあるかもしれないですが、今の予定では変更されないでできるというようなことで考えております。

君嶋委員 ちょうどね、震災後の聞こえた、聞こえないとか、いろんな話が出たものですから、そういう電波とかの、電波ですからね、立つ場所によってというのもあるんで。その辺は調整はする、デジタルだから今度はないとかそういう話も聞いたんで、大丈夫だと思うんですけども、その辺は調査しながらお願いいたします。

委員長 外に。

笹島委員 これ総務省からのお達しで来ているの、これ全国的にアナログからデジタルにしろということで、結構な、11億円は総務省が持ってくれるわけだ。

防災課長 これは電波法でアナログからデジタルにかわるということでございまして、費用に関しましては、起債のほうで、これに充てますのは緊急防災・減災事業債というものでございまして、こちらは地方債の充当率が100%でございまして、地方交付税の交付金算入率は70%ということで、国が70%、市が30%負担というようなことになっております。以上でございます。

笹島委員 じゃ、交付税措置で30%の負担で、70%が持ってくれるのかな。

防災課長 はい、そのとおりでございます。

笹島委員 そうすると、これ、我々のテレビとか外も、今言っていたアナログからもうほとんどデジタル化しているんですけども、どういう違いが出てくるのかな、前との。やっぱり、わかんないわ、俺も。教えてください。

防災課長 まず、デジタルのほうは当然直進性がよくなるという話なんで、場所によっては当然アナログよりも聞こえにくくなるようなところは出てくるようではございますけれども、それはやっぱり今回の実施設計等でそういう聞こえないところをなくすということ。やっぱりデジタルなんで、聞こえるところはもうきっちりよく聞こえるということで考えております。

笹島委員 あれ、電波は、だから、直接性、中波か何かでやっているんでしょう。遠方による短波じゃなく、その線を、わからないよね。

委員長 外に。

助川委員 これは災害発生した時点で停電等起きたことも想定、当然されると思うんだけど、そういう対応はどのようにされる形なんですか。

防災課長 こちらバッテリーも対応しておりまして、これ大き目のバッテリーは市のほうでこのときに一緒に整備するというので考えておりますので、停電等でも使えるということでございます。

助川委員 受け側の戸別受信機のほうはどうなんですか。

防災課長 これにつきましては、今までと同じで、家庭にある受信機には乾電池が内蔵されていますので、ある程度の時間は電源がなくても聞こえるというようなことにはなっております。

助川委員 あわせて、これ耐用年数というのはどのぐらいなんですかね、この機種のもの。

防災課長 およそ 20 年となっております。

委員長 外に。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 58 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 58 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分の説明をお願いします。

防災課長 決算書の 88 ページをごらんいただきたいと思います。

款項目、支出済額の順に説明させていただきます。

そして、決算主要施策調書の中で防災課の所管するのは 45 ページから 48 ページになりますので、よろしく願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、10 目交通安全対策費、支出済額 386 万 4,000 円でございます。不用額で主なものでございますが、臨時職員の中途退職による賃金の残金でござ

ざいます。

同じく 88 ページになります。

11 目原子力対策費、支出済額 287 万 4,409 円でございます。不用額で主なものでございますが、避難ガイドマップ増刷の入札差金となります。

次に、92 ページをごらんいただきたいと思えます。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費でございます。支出済額 3,839 万 2,892 円になります。この目で防災課が所管するのは 93 ページ中段の防犯事業のみでございます。この事業の決算額は 516 万 2,870 円でございます。

次、104 ページをお開き願います。

一番下の段になります。

2 款総務費、7 項災害復旧費、1 目過年度災害復旧費、支出済額 499 万 2,625 円でございます。不用額で主なものでございますが、東日本大震災によりまして外の県から避難している方々の住宅家賃の残金でございます。

184 ページをお開き願います。

8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費、支出済額 3,132 万 2,367 円でございます。不用額で主なものでございますが、自主防災組織運営補助金の残金となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 調書の 47 ページ、ここの旅費ということで、これ大阪、奈良、桶川市の防災訓練参加ということはどういうこと、訓練を受けてきたのかちょっとお聞きします。

防災課長 こちらは市町村広域災害ネットワーク運営協議会というのがございまして、那珂市はこちらに加盟しております。これは、一番北が、茨城県的那珂市が北側で、あとずっと九州の地方までで 22 市町村で構成してございまして、いろんな災害があったときにお互いに助け合いましょうということで協定を結んでいるところでございます。そちらの、ふだん全然顔合せもしなくはということなので、年に 1 回から 2 回程度集まっているような会議を催しているところでございます。

以上でございます。

君嶋委員 年 1 回から 2 回というのは、これどちらでやるんですか。それとも持ち回りの会場ですか。

防災課長 持ち回りでやっております。

君嶋委員 ちなみに今年はどこなんですか。

市民生活部長 今年は愛媛県の四国中央市になります。

ちょっと補足させていただきますが、年 2 回会議、先ほども課長のほうからお話ありま

したように、この市町村災害広域ネットワークは顔の見える協定ということで、やはりただ協定を結んだだけじゃなく、毎年担当者が年1回、最初に大阪府のほうの、事務局が泉大津市ですので、そちらのほうで会議を1回、5月ないし6月ですか、開きまして、10月、11月で、また今度は持ち回りで。昨年は大和郡山市で今年は四国中央市というような順番で持ち回りでやっています。

君嶋委員 そうすると万が一ですよ、災害があった、その協定を結んでいる市町村とは連携とって、やはりきちんとそういう応援体制はつくってあるんですね。

防災課長 そのようなことでこちらも配備しているところでございます。

今回もちょうど防災ブルーシートなどが足りないんで、準備しておいてくれというようなお話がありまして、現在準備をしているところで。まだ正式な依頼は来ていないんですが、そのようなことも行っております。

あと、もう一つ、先ほどご質問があった、どのような防災訓練というようなお話もありましたが、それは別に協定を結んでおります桶川市で防災訓練に参加をしております。そのときは一応、食料を持っていったというような想定で参加させていただいております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

助川委員 調書の46ページなんですけど、防犯灯のLED化の更新をされていると思うんですけども、これは年間、前年度は何基ぐらいLED化が進んだんでしょうかね。

防災G長 お答えいたします。

平成29年度に関しましては、LED化プラス新規で防犯灯のほうを設置しておりますので、合せて173基設置しております。

以上でございます。

助川委員 そうしますと、もう既に何年間かけてLED化の更新をされていると思うんですけども、あと何年ぐらい、今までの防犯等に関しては残っているんですか、LED化をされていないところというのは。

防災G長 お答えいたします。

平成30年4月1日現在で防犯灯の総数が3,203灯ございます。そのうちLED化の完了が、これは平成29年度末なんですけれども、1,165というふうになっております。これを平成30年、今年から5年間かけて、補助金の増額して整備していこうというふうな形で今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

助川委員 そうすると、平成35年には全てLED化になるということなんですね。

防災G長 はい、その予定でございます。

委員長 外に。

笹島委員 これ防犯灯の維持費は各自治会で、電気代とか。それは補助しているんですか。

防災課長 防犯灯の維持管理に関しましては、自治会で行っていただいております。その補助という今お話でしたが、これについては年間1灯につき1,800円、これは市民協働課所管になりますが、自治会に送っている交付金の中に1灯1,800円で計算して交付金として渡しております。

笹島委員 そうすると、LEDが1,800円で、今までのやつはどのくらいでやっているのかな。

防災課長 全てでございます。1灯につき。

委員長 よろしいですか。

笹島委員 そうすると、LED化するのに、設置するのに2万5,000円の補助、1基につき、新規の場合か。それであとの2万5,000円が自治会。

防災課長 残りは自治会のほうで出していただいております。

笹島委員 そうすると、自治会のほうで、自治会に入っている人で、その防犯灯がある程度賄う形というふうになっちゃうんですね。

防災課長 結果的にそういう形になります。

笹島委員 そうすると、今、自治会のほうで結構ね、加入率が悪いと。脱退している人もふえていくというと、防犯灯のその今言っていた電気代とか設置とか、そういったもろもろに対して、自治会に入っていない人も徴収できるシステムというのはいないですね。

委員長 笹島委員、市民協働課の話ですので、防災課の答えじゃなくて、それは市民協働課のほうにお話ししていただければ、後で。よろしく願いいたします。

以上でないですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午後3時17分)

再開(午後3時19分)

委員長 再開いたします。

議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計課所管の部分の説明を願います。

会計課長 会計課課長の小澤です。よろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、決算書の68ページをお開き願います。

款項目、支出済額の順にご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、支出済額329万3,022円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3 時 20 分)

再開 (午後 3 時 20 分)

委員長 再開いたします。

これより議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての討論及び採決を行います。

まず討論を行います。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 61 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3 時 21 分)

再開 (午後 3 時 29 分)

委員長 再開をいたします。

その他の案件となります。

初めに、茨城県市議会議長会平成 30 年度第 1 回議員研修会の参加につきまして協議を行いたいと思います。

なお、この研修については、例年宿泊をしておりますが、今回は 12 月の定例会日程の都合により、初日の研修会のみ参加となる予定です。そのため宿泊はせず、日帰りでの研修となります。

では、研修会への参加を希望される方はおられますか。

(綿引委員挙手)

綿引委員 確認のため日程をもう 1 回お願いします。

書記 日程についてご報告いたします。

平成 30 年 11 月 19 日月曜日にオークラフロンティアホテルつくばということになって

おります。資料については、後から綿引委員のほうにお渡しいたします。

委員長 そういうことで、綿引委員、よろしくをお願いします。

綿引委員 はい。

委員長 それでは、これは決定といたします。

続きまして、「議員と語ろう会」について協議を行いたいと思います。

平成 30 年 9 月 4 日に開催をいたしました議会運営委員会で「議員と語ろう会」について検討しました結果、委員会ごとの出席者の調整及び役割分担の決定が必要となりましたので、本日の委員会で決定したいと思います。

まず、決定に必要なことは、3 名 1 組ということで 2 日間に分けたいと思います。役割については、進行担当 1 名、受付担当 1 名、記録担当 1 名となります。

まず、出席なんですけれども、初日、10 月 20 日、中央公民館なんですけれども、これどうでしょうかね。瓜連の方が議長と勝村副委員長がいるわけなんですけれども、地元というのは案外やりづらいというようなこともありますので、まず、この 2 人は 20 日の中央公民館、あともう 1 人誰かが入ることになるかと思うんですが、どうしましょう。

助川委員 私でいいよ。

委員長 助川委員ということで、3 名。

助川委員 10 月 20 日。

委員長 20 日。となりますと、21 日の瓜連支所のほうは私と笹島委員と綿引委員ということになります。

そういうことで、役割分担はその各 3 人で決めてもらいたいと思うんですが、その 20 日、21 日を。よろしくをお願いします。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 暫時休憩します。

休憩 (午後 3 時 32 分)

再開 (午後 3 時 40 分)

委員長 再開いたします。

決定事項ということで、10 月 20 日中央公民館の受け付けを助川委員、司会を君嶋委員、記録を勝村委員、21 日、翌日ですけれども、瓜連支所、受け付け、笹島委員、司会進行、萩谷、記録を綿引委員ということで決定しました。どうぞよろしくをお願いします。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。

きょうは大変ご苦労さまでした。

閉会 (午後 3 時 41 分)

平成 30 年 11 月 13 日

那珂市議会 総務生活常任委員会 委員長 萩谷 俊行